

平成 22 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 22 年 6 月 21 日（月曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

15 番 松村 敬子 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

おはようございます。

本日、本会議 3 日目でございます。

梅雨の晴れ間のきょうの天気、どうぞ慎重なる御審議をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において、藤原益栄議員及び中村善吉議員を指名いたします。

この際、御報告を申し上げます。

本日、15 番松村敬子議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、毎回申し上げておりますけれども、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたしますと思います。

17 番尾口好昭議員の登壇を許します。

（17 番 尾口好昭議員登壇）

○17 番（尾口好昭議員）

議長あて提出しました通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

本市の発行する印刷物で陸奥総社の宮を記載する際、国司みずから政を行った神社で、陸奥国延喜式内社 100 社の神を合祀するとされています。私の学生のころは、通告に示したとおり、その字は「奏」、地名の奏社を書いて「陸奥国奏社」として称していました。昭和 58 年 11 月多賀城市民になってから奏社を訪れたときは、現在の「総」の字を用いた「総社宮」と称するようになっていました。昭和 57 年発刊の郷社鑑覧には、本市から 2 社、「総社宮」と八幡神社が記載されております。つまり、地域や集落の氏神としての崇拜形態ではないでしょうか。

延喜式とは、弘仁式、貞観式の後を受けて編さんされた平安初期の書物で、律令制度の仕組みを伝えるために編集され、延喜 5 年、西暦 905 年、執筆に入り、康保 4 年、西暦 967 年に施行されています。全 50 巻のうち 9 巻及び 10 巻が神名、祭礼などを特に記してあるので、延喜式神名帳と呼ばれています。全国 3,132 座、2,861 社の神社を宮中、京中、五畿七道の順に国、郡ごとに名神大社など社格や、また年中行事なども記されているとされ、祈年祭には朝廷より幣束が斑たれるとされています。

延喜式よりさかのぼる 85 年前の弘仁 11 年、西暦 820 年、弘仁式が編さんされ、弘仁式に登載された神社は式内社として後世へ由緒を誇るとされ、式内社の所在、祭神、奉祭者、関係氏族、祭礼形態、由緒から当時の信仰の形態、勢力、交通、人口分布等、今日で言う都市計画上の有力な手がかりになると言われています。

式内社として弘仁式、延喜式に登載する神社は、大和政権の樹立に関係した一系の氏族を神格化して天津神としてあがめられたもので、当然のことながら、祭祀にかかわるには式内社として扱われるべきではないでしょうか。

明治維新後、明治政府により神社の由緒や社格、強勢などにより、官幣の大・中・小社、国幣の大・中・小社の列格がされています。100社を合祀した式内社であれば官幣小社に列せられてもと思います。本市市川字奏社に鎮座する「総社宮」が式内社100社を合祀した神社であれば、「総社宮」そのものが式内社として弘仁式または延喜式に登載されたのではないのでしょうか。神を祭ったという宗教施設ではなく、地名の「奏社」としての機能を備えた施設ではないのでしょうか。

歴史的風致維持向上計画策定に関しては、法令や趣旨などはこれまで他議員の質問の際にも述べられていますので省略しますが、本年2月現在、認定自治体は15自治体を数え、東北から唯一、弘前市が認定されています。本計画の策定と本市とのかわりについては、平成21年11月18日、第1回の協議が行われ、文化庁から弱いとの指摘があり、次いで22年1月12日の第2回の協議において異なる独自性が認められ、4件について文章化のゴーサインが出たので、現在、マスタープランへの位置づけとして着手しているのではと思われま

その中で、「陸奥総社宮の祭礼と信仰」があります。総社の宮の祭礼は、現在、4月の第3日曜日に春の大祭として祭行されていますが、みこしは境内の外でトラックに搭載され、本市を巡幸しますが、御旅所ではトラックは停車し、そのまま祝詞奏上、一般参拝、お祝の金品の奉納、そして出発です。みこしに供奉する男性は白装束ですが、総代の人たちは背広にかみしも姿、足元は革靴や草履、げたなどまちまちです。本来、東北地方のみこし渡御は、白装束に黒の烏帽子、わらじ履きで、口にはマスクのような清紙を当てるのではと思います。総代や世話人は、黒の紋付袴のかみしも姿に雪駄、または黒の紋付羽織に袴姿であり、場合によっては帯刀して練り歩くのではないのでしょうか。みこしの渡御や衣装の姿に時代の統一性が感じられません。

また、総社宮と集落と人々の暮らしの歴史の中で永年培ってきた信仰のあり方として、民俗的に残されている儀式や行事等がとり行われているのがあるのでしょうか。本事業が認定されれば国庫補助率は、コア事業2分の1以内、附帯事業は3分の1以内ですが、文化庁のゴーサインが出た祭礼と信仰については、私自身の浅学、理解不足なのかもしれませんが、認定の実現性について何うものであります。

現在、第五次長期総合計画の策定に着手していますが、平成23年度からの10年間の長期計画で、20年後の社会を見据えて、とりあえず10年間の実施可能な計画を策定することとするものであります。また、開発行為などによっては、事業主体、財源、整備完了目標などを明確に計画の実現性を提示しなくてはならない事業もあります。本計画の策定が、議会議決後、市民公表などの手続を済ませれば、都市計画マスタープラン、目標年次平成35年度策定ですが、部署ごとの基本計画もあわせて策定、また5年ごとに修正を加えられた後、実施計画が提示されてくると思われま

平成21年11月27日説明会資料には、7政策32施策がそれぞれブロックされ、施策の中に基本事業が示されています。施策目的は目指す姿、物差しは成果指標とあります。本年5月31日の説明会での総合計画と行政評価の連動では、政策単位での行政評価はそのくくりが大きいことから、達成度の進行管理は施策単位で実施するとし、施策評価で「見える化」と誇示表現しています。基本構想、基本計画、実施計画へと目的手段をそれぞれに連動させ、上位から下位へと実行性を目指しています。

5月31日の説明会で私は、本市のサステナブルは、ISO14000取得の影響で庁舎内の節電エネルギーは上位ランクにあるが、ほかはほとんどが中位から下位で、5年後の少子高齢化のピークから財源や社会、経済がシュリンク・ポリシーを迎えるのに、本計画でどのように対応するのかとたどしましたが、具体的な回答はなく、通告でただすことにしました。

サステナブルとは持続可能という意味で、日本経済新聞社東京本社編集局が2007年に第1回、2009年に第2回の調査票に基づいて行っています。調査票より得られた数値をスコア化して評価し、都市の持続可能性、サステナブル度としています。2009年11月中旬までに集計した全国718市中、回答の618市の事業取り組みを環境軸、計57指標、経済軸、計6指標、社会軸、計24指標の総計87項目の指標をまとめたものであります。87項目ほか、関係省庁からの統計データをもとに数値化した箇所もあります。さらに、格付評価は9段階で評価され、87項目の本市の回答内容を紹介すれば、この原稿だけで約30分になります。板橋議員もサステナブル度評価について通告していますので、私は指標の回答結果について、かいつまんで紹介させていただきます。

環境軸においては、本市は環境基本条例や計画書の策定、さらにISO14000の取得もあり、体制づくりマネジメント評価は101、エネルギー対策は87位であります。温暖化対策の計画や温暖化ガス排出の削減計画策定が未着手として516位の低位と見ることができ、さらに1人当たりの廃棄物排出量やリサイクル率も低位であります。JR線駅の利用者が多く、公共交通の利用率が高く、中都市の水準であることがわかります。

ほか、太陽光発電の公共施設や市民への普及、助成措置等を含め、低炭素社会への対応がまだまだおこなわれていることがわかります。

都市計画では、本市の下水道普及率は先進地で99.3%で63位、公害苦情件数、1,000人当たり1.72件と多いことがわかります。公園面積は、史跡公園も含めて1人当たり7.2平米で330位であります。市長の所信表明で述べている景観計画区域設定や景観地区設定が未着手であることもわかります。

経済軸では、産業力をあらわす1人当たりのGRP相当額は306万3,000円で、480位。県内では東松島市、栗原市に次いで下位から3番目であります。

社会軸では、世帯当たり延べ床面積86平米で499位。県内では、仙台市の78.80平米に次いで下から2番目です。保育サービスは、4歳以上人口1,000人当たり保育所定員数211人で579位。県内では、名取市に次いで下位から2番目。特別養護老人ホームは、高齢者1,000人当たり定員数5.63人で、607位。隣塩竈市は5.67人で606位。デイサービスは、同じく1.76人で442位。塩竈市は27.76人で134位であります。

小中学校教員1人当たりの児童生徒数は18.99人で563位。県内では、栗原市が10.15人で45位、白石市は11.48人で84位であります。市長は、PTAや教育行政に関する会合で文武両道から教育現場の充実を話されていますが、何人ぐらいまで目指すのでしょうか。

本市内の医療サービス分野の指標結果も極めて低位であります。仙台市、塩竈市の施設に補完されていることがうかがえます。

刑法犯認知件数、1,000人当たり16.21件で453位で、県内ワーストワンであります。果たして、安全で安心して暮らすことのできる社会と本当に言うことができるのでしょうか。

五つの施策体系を含めて重立った施策からサステナブルの指標の回答結果の一部を紹介しましたが、前述した「見える化」について、総合評価に携わった建築研究所理事長、東京大学名誉教授の村上周三氏は、行政や市民がともに低炭素型都市づくりに取り組む際の「見

える化」の情報として大変参考になる、さらに自治体の2割以内の順位に入っていれば評価できる、各自治体はサステナブルな都市政策のあり方を探るための点検をしてほしいと述べています。さらに、日本都市計画学会会長で東京大学先端科学技術センター教授の大西隆氏は、改善には自治体の努力も必要だが住民の声も欠かせない、住民は投票などを通じ政策形成に参加するばかりでなく、将来は住むべき自治体を選ぶ際の参考指標として使用されるようになるかもしれないと述べています。

私は、平成20年第4回定例会において持続可能な自治体について一般質問をしておりますが、市長の答弁は、根底に多賀城市が未来永劫存続し、市民が本当に多賀城市に住んでよかったという実感ができる都市でありたい、1,300年の歴史ある、由緒ある都市で、市の名前を永遠に消すことなく、行財政経営自体が自立し、市民の皆様に豊かな暮らしと元気を提供し続けていきたい、これが持続可能な都市であると述べています。サステナブルの指標と回答結果を引用しながら、持続可能な都市としての基本の110事業の目標値を掌握することは基本計画と実施計画の検証と精査の上で重要であるので、持続可能な都市を目指しての目標設定値を伺うものであります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

尾口議員の御質問にお答えいたします。

まず、歴史的風致維持向上計画の策定に関する1番目の御質問についてですが、古代において国司が赴任すると国内の神社を巡拝することになっており、後に時代が下って、国内の神社の祭神を国府近くに集めたものが一国の総社の始まりと言われております。しかし、残念ながら、陸奥国総社については、当時の記録は現存しておりません。また、陸奥国総社に陸奥国延喜式内社100座を合祀した記録も確認されていないという状況でございます。

御質問の市が発行する記事につきましては、陸奥総社宮の境内に陸奥国内の延喜式内社100社を合祀しているとの表示がありますことから、この内容に基づいて紹介しているものでございます。江戸時代においては、塩竈神社に詣でる際には、まず初めに総社宮に詣でてからでないかと御利益がないとされておりました。そのようなことから、現在策定中の歴史的風致維持向上計画の中に旧塩竈街道を舞台に繰り広げられる地域の歴史及び伝統を反映した人々の活動に焦点を当て、多賀城市における歴史的風致として陸奥総社宮の祭礼と信仰を取り上げることにしております。

2番目の御質問の歴史的風致維持向上計画認定の実現性についてでございますが、平成20年11月にいわゆる歴史まちづくり法が施行されて以来、本市でも計画認定に向けて取り組んでいるところでございます。市といたしましては、平成21年7月から5回の歴史を生かしたまちづくり懇談会、また関係職員によるワーキング会議を開催したほか、11月からは国土交通省、文化庁及び農林水産庁の担当職員とも直接協議を始め、約2カ月に1回のペースで、計画策定に向けた指導・助言を受けているところでございます。

歴史的風致として掲げた四つの柱のうち総社宮の祭礼と信仰及び貞山運河の水運については既に国の評価を得ておりますので、残りの古代多賀城と保護検証活動及び農村集落に見る歴史的風致についてを引き続き協議してまいります。

なお、認定の実現性についてでございますが、今までの協議の中で独自性のある本市の歴史的風致を高く評価していただいていることから、十分実現できるものと認識しており、御期待に沿えるよう、さらに尽力してまいります。

次に、第五次総合計画関係についてお答えいたします。

第五次多賀城市総合計画に掲げる基本計画には将来都市像を実現するための施策と施策達成のための手段である基本事業の目標値を設定することとしておりますが、持続可能な行政経営を進めていくためには、すべての施策目標を高い水準となるよう設定するのではなく、限られた財源の中で今後取り組む施策に一定程度の重点化を図り、各施策ごとにメリ張りのある目標値を設定することが重要と考えております。

先日の議員説明会で御説明したとおり、現在は市民アンケート等を実施し、目標値設定のための現状値把握を行い、この施策の重点化について内部で検討を進めている状況でございます。また、施策及び基本事業の現状値をどのくらいの目標値にするかという作業については、来月下旬をめどに設定する予定となっておりますので、時期をとらえて議員の皆様にご説明申し上げたいと思います。

それから、質問書にはなかったんですが、途中でサステナブル度調査の中で栗原では子供たち 18 人に対して 1 人の先生、そんなこととお話あって、多賀城市が随分低いようなことをおっしゃってございましたけれども、比較にならないものも相当あるというふうに思います。栗原だと子供たちの人数が非常に小さい小学校がいっぱいありますよね。多賀城の場合だとほとんど均等にいつているかというふうなところがございまして、多賀城の場合だと先生方に対して教育支援員という補助して下さる方々も各小学校、中学校におりますので、ただ先生の数だけではとても比較にならないというふうに答弁だけさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

17 番尾口議員。

○17 番（尾口好昭議員）

通告書に基づき、それぞれ市長から答弁をいただきました。

総社宮の件につきましては、式内社として文献には載っていない、しかし総社宮の表示の文章をそのまま引用されたということでありますが、私は、例えば伊勢神宮とか善光寺とか太宰府天満宮とか、そういった宗教施設がその市の観光の 80%、90%を動員している、しかも由緒がはっきりしているというのであれば堂々と載せても構わない、しかしながら縁起がはっきりしていないし、原稿にも述べているとおり、奏社宮、いわゆる「奏」、祝詞奏上の「奏」の奏社宮ですね、地名についた奏社宮、これが何を意味するのかということなんですが、これを話すとこれだけで 30 分ぐらいになって、関心のある人は「やれ、やれ」と言うんですけども、議事の進行上、そうもいきませんので。そうした場合に、果たして多賀城市が公費をかけて印刷物に載せて紹介するだけの価値があるのか。そしてまた、それが記事として掲載したり書類の手続をしていく中で市民がそのような誤解を生じたまま認識していくのではないかという懸念をしています。ですから、きちんとした調査なり認識をする中で掲載するのだったらやむを得ないと思うんですけども、そういったところでもないというふうに私は思います。

それと、江戸時代の交通の要衝である、塩竈街道としての要衝だという答弁があったんですが、寛文事件以後、たしか塩竈に国分町から遊廓が移転されてから、仙台藩士とか伊達公とかが塩竈神社に参拝しながら遊廓遊びをする、そういった歴史が始まったんです。ですから、塩竈の一つの中継点として総社宮があったんだというようなことなんですけれども、それだったらやはり市川集落が門前町として広がったり、また何かのかかわりがそこで出てきて、それが総社宮に対しても残されているのではないかなと思います。そうすると、建物にしても、あの町の風景にしても、江戸時代からの面影というのが簡単に想像できるというふうには私は思うんですが、それが全然見えもしない。そしてまた、祭礼の仕方、先ほど述べたように、時代的統一性が感じられないということです。

あと、風致維持向上計画、市長が認定に向けて実現性を図るように今取り組んでいるんだと言うのでありますが、私の通告を出したのが6月11日、締め切りですね、そしてきょうは21日なんですけど、6月8日に国土交通省で行政レビューの一環として、最後の行程だと思うんですが、6月8日に自前仕分け、国土交通省の直轄事業については事業仕分けというのをやっています、国土交通省みずから補助つきの地方単独事業については自前仕分けというのをやっているはずなんです。その6月8日に行った国土交通省みずからの自前仕分けの中に、この風致維持向上計画がどのように扱われていたのか、それを皆さん方はどのように認識しているのか、今の市長の答弁では全然触れていないし、ただ実現性に向けて取り組んでいくということなんですけれども、この件について改めて答弁をいただきたいと思います。

そして、先ほどサステナブル度の指標について回答があったことから多賀城市の第五次長期総合計画に取り組む際の目標設定値はどうするんだというふうにお話ししましたが、本来、議会の説明会において、提出資料であれば、そういった目標設定値の概要でもきちっと出して、あわせて諮って議会に説明があるべきだと思うんですが、市民の会主導の進め方でいって、全然その辺の数値が見えてこない。

それで、教員の関係は、県内として私は紹介しましたが、ではほかの県はどうなのかということであれば、いつでもそれを私が引っ張り出して提示することもできますので。ですから、私が数値として紹介したのは、本市が取り組んでいる中でISOとかそういったものを取得しながら、いい部分と、あとこれから懸念される部分、また議会でもほかの議員が保育所の待機児童が多いのではないとかか教員をもっとふやしてほしいとか、いろいろ議会での提言があります。その中で関心のある数値として取り上げて紹介をさせていただきました。

それで、今私の言った質問に対して、改めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の総社宮の関係でございますけれども、最初の答弁でお話し申し上げたとおり、残念ながら記録をたどるものがないということございまして、想像の段階というか、総社宮に行くと、100社、こういうふうなものが合祀されておりますという表示がありますから、そこからしかはかることができないということでございますから、尾口議員、塩竈との関係とか歴史的な経緯とか、いろいろなことをおっしゃいましたけれども、その辺で御理解いただくほかないかなというふうに思っております。

歴史的風致維持向上計画に関しましては、後ほど建設部長から詳細について答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、数値の問題でございますけれども、ちょっと私も何を答弁したらいいかわからないんですけども……。公室長からあと答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

初めに、建設部部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

歴史的風致維持向上計画の認定についての質問でございますけれども、6月8日に国土交通省が、自分のところでやっている事業についての行政事業レビュー「公開プロセス」ということで事業仕分けを自前でやったわけですけれども、その中で歴史まちづくり法関連の「景観・歴史的環境形成総合支援事業」について仕分けの対象になりました。その中で、これは「一たん廃止」という取りまとめ結果が出されております。

ただ、歴史的風致維持向上計画の中で「景観・歴史的環境形成総合支援事業」がすべてかという、これがすべてではなくて、このほかにも四つの事業が入っています。例えば、まちづくり交付金であるとか、都市公園整備事業であったり、街並み環境整備事業、それから圃場整備事業、こういったものもあります。これらについては、特に指摘はございませんでした。

それで、景観・歴史的環境形成総合支援事業が一たん廃止ということになったわけですが、これについて国土交通省の担当の方では、このように述べています。「歴史的風致維持向上計画の中で歴史的環境形成総合支援事業は一たん廃止となったものの、事業そのものの内容を精査することとし、平成23年度以降も概算要求はすることとしている」ということで、事業の中身の見直しをして、平成23年度もまた事業を継続していくという考えのようでした。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、私の方から第五次総合計画の目標の設定値についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど市長の方から答弁が既にありましたとおり、市民アンケート調査等をしながら、多賀城市の各施策ごと、あるいは基本事業ごとに、市民の方々がそれぞれの各施策等についてどのような思いを持っておられるのかというようなアンケート調査をしております。これらを中心に、大体110事業ぐらいになろうかなと思うんですが、その目標値の設定を今現在、現状値の把握をして、それぞれめり張りをつけた形で、今後5年間あるいは10年間においてどこまで伸ばしていくのかというような、今その辺の作業を内部の方でやっているところでございます。

一方、先ほど日経新聞のサステナブル調査の数値を参考にしながらやったらどうかというふうなことだというふうにお聞きしましたけれども、このサステナブル調査が87項目ございますけれども、「これは使えるな」という部分と「これは果たしてどうなんだろうか」というものが非常に入りまじった調査になってございます。

さらに、この日経新聞のサステナブル調査というのは日経グローバルという情報誌に連載されていて、なかなか一般の方々が見づらい雑誌であるということをもっと御理解いただきたいと思っております。

ただ、いずれにせよ日本全国で大体 70%ぐらいの自治体がこれの調査に回答しながらやっておりますので、その中においては、多賀城市が今全国レベルで大体この箇所においてはどの程度にあるのかという部分の参考にはなると考えております。

したがって、この中で使える指標等に関しましては今後取り入れたいとは考えておりますが、これがすべてイコールになるというものではないということをもっと御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

尾口議員。

○17 番（尾口好昭議員）

総社宮の 100 社合祀の件については、そのまま引用しているという再三の答弁なんですけれども、先ほど私が一番最初の質問でも述べたとおり、私が学生のころは地名の「奏」と書いた奏社だったんです。そして、昭和 58 年に多賀城市民になったら、何かあそこにいるようなものを書いて、100 社合祀の延喜式のことを書いて表示するような形になったんですけれども、私は 100 歳まで生きた宮司さんが、あの時点で、昭和 40 何年代ごろに、あんなふうに変えていったんじゃないのかなと。そのための一つとして例えば鳥居なんかは、石巻の稲石という石でつくった鳥居なんですけれども、鳥居の色と総社宮と書いてある額の石材の色が違ってきている。ですから、あの時点で取りかえたのかなと思ったりもしています。

それで、宗教論になってきてうまくないのかもしれないんですけれども、神としての存在というものがあれば式内社としてきちっと記載するんでしょうけれども、祝詞奏上としての総社宮であるという、いわゆる国津神としての存在なのか、それとも先ほど述べた、そういった宗教施設ではなく別の施設としての役割ではなかったのかなというふうには考えておる次第です。

それと、認定の件で建設部長の方から答弁がありましたけれども、一たん廃止というのは、補助金の見直しをも含めて、それと国が直接かわりのある事業なのかどうか、風致維持向上というのは地域の特色や独自性を発揮するんだということで、そして一たん廃止、そして事業の見直しをかけたのではないかなと。そうすると、多賀城市がこれから取り組んでいくマスタープランの中で、それぞれの地域の箇所づけにあの 4 事業を割り振ってきて、そして国の方で果たして本当に補助金を出すまでに再復活させるのかなというふうな危惧を持っています。もしかしたら、「やるんだったら、どうぞマスタープランの中で地方で単独でやってくださいよ」という可能性が出てくるんじゃないのかなと。そういう特別な認定は私はなくなるんじゃないのかなというふうな懸念をあの自前仕分けから私は読み取ったんですけれども。ですから、そういったこれからの都市計画関係とかマスタープランの中で果たして復活再生してくる可能性があるのかなと一つ心配をしています。ですから、その辺について建設部長からまた改めて限らない可能性について御答弁をいただけるんだらいいなと思っております。

それと、市長公室長の方から答弁いただきました第五次長期総合計画のかかわり方で、今回余りにも市民のアンケートやら市民に対する依存度が物すごく強いんですけれども、市

民の方自身が、先ほど私がいろいろ数値の一部を紹介して述べましたが、それはすべての数値を全部述べたのではなくて、多賀城市にかかわりのあることとか議会でも関心の持たれているようなものを拾い集めて述べたわけで、市民の方々が他市とのサービスの比較とかそういったものをきちっと醸成して参加していれば素晴らしいものができると思うんですが、先日、ある市に行って伺ったら、やっぱりそこでも長期総合計画を策定するのに市民の声を聞きながら 150 回も会議をしたと。しかしながら、余りにも聞き過ぎて、まとめるのが大変で、そして 10 年間の計画をまとめる、そして目指す姿から大分かけ離れてくることが出てきて、絶えず修正をしたというのが本音でもあるんです。ですから、果たして多賀城市の長期総合計画が将来の都市像を計画していく中で本当にだれもが評価できるようなのが数値目標でも計画性でもでき上がるのか、そういった心配が正直言って多大にあります。しかし、これは私だけではなく、ほかの議員やこの間のシンポジウムに参加した市民の方々も多く述べておりますし、そのことも耳にしております。ですから、そういった危惧がいっぱい私は生じているものですから、あえて再々質問までさせていただきました。

以上です。

○議長（石橋源一）

建設部部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤昇市）

御指摘ありました行政事業レビューの一たん廃止の中身でございますが、コメントがついておりますので、それをちょっと読ませさせていただきたいと思っております。「国が行う必要性、国が行うにふさわしい戦略的な目標や優先順位の設定といった観点から、事業自体のあり方を見直す」ということで、まさに議員がおっしゃられたことと一致しているのかなと思っております。

ただ、これをもう少し詳しく担当の方からどういうことなのかということでお話を聞いたんですけれども、今現在、3月末現在で全国 16 自治体がこの認定をもらって事業を展開しているわけですけれども、事この景観・歴史的環境形成総合支援事業につきましては、基幹事業と認定される事業と、それからこれを助けるための事業と 2 種類あるわけなんですけれども、自治体によっては基幹事業の方が小さいウエートを占めて、それを助けるためのその他の事業の方が物すごくウエートを占めているということで、そこまで国が手助けする必要があるのかということでの疑問が出されたということでございます。内訳がそういうことだったものですから、その辺を今回、国土交通省の方でも見直すということになっているのかなというふうに考えております。

多賀城市においては、そういったことも踏まえながら、今後も認定の計画づくりの方を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長の答弁ももらいますか。（「はい」の声あり）公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回の第五次総合計画の策定に当たりましては、今まで以上に市民の方々の参画を得ながら進めてまいりました。今現在、審議会の方も 25 人の方々にお集まりいただきまして、今までの進め方なりこれからの総合計画の先ほどの目標値の設定のありようについていろい

ろと御議論いただきながら、皆様方からなるほどとさせていただけるような、そういうふうな計画づくりを推進してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

次に、18番昌浦泰己議員の登壇を許します。昌浦議員。

（18番 昌浦泰己議員登壇）

○18番（昌浦泰己議員）

私の質問は、妊婦健診の項目に成人T細胞白血病の抗体検査を導入、完全実施についてです。

今回の私の質問は、成人T細胞白血病の抗体検査、これを妊婦健診の項目に加えていただき、完全実施をしていただきたいこと、さらに抗体で陽性が出た妊婦に関しては母乳を与えなければ感染をさせないので、その指導も考えていただきたいという思いからいたします。

平成19年12月12日、平成19年第4回市議会定例会の一般質問で、私は妊婦無料健診回数の拡大について質問をさせていただきました。3点の質問事項は、1、市は妊婦無料健診回数の拡大についてのお考えはありますか、2、妊婦無料健診の回数は14回とするお考えはありますか、3、14回が財政的に困難なら厚生労働省が今年、これは19年を指します、1月16日に出した通知文に記載された最低限必要な5回程度の公費負担を実施するお考えはありますかでした。質問を実施した翌年度、平成20年度の10月から無料健診の回数が3回から5回の回数増が図られ、その翌年度の21年4月からは14回の公費助成が実現いたしました。市当局の御理解と実現化に向けた取り組みには、この場をおかりして、深甚なる謝意を表すものでございます。

近年、根本的な治療法が確立されていない難病を引き起こすウイルスの抗体検査が妊婦健診での検査項目に加えられるべきという議論が高まっています。ヒトT細胞白血病ウイルス1型という白血球の一種であるリンパ球に感染するウイルスがあります。非常に致死率が高い成人T細胞白血病とか、排尿・歩行障害を引き起こす脊髄疾患の原因となるウイルスです。このウイルスのキャリア、保菌者ですね、キャリアは、統計により違いはありますが、全国に100万から120万ほどいると言われており、ウイルスのキャリアの大半の人は生涯何の症状も出ず、ただごく一部の人だけが、理由はよくわからないのですが、成人T細胞白血病リンパ腫など悪性度の高い病気になります。

ウイルスの起源は古く、ミイラからも検出されています。少なくとも1,000年以上、人間と共存してきたと考えられています。

4月27日、毎日新聞の配信ニュースでは、日本産婦人科学会と日本産婦人科医学会が全妊婦に対して健診時に血液検査が行われるよう産科医向けの診療指針の改定を進めるということをお知らせしていました。母子感染を予防するため、検査の実施が不可欠と判断したためです。来年4月の改定を目指しております。

成人T細胞白血病、この病気が身近なものである例をお示しいたします。元の、前と言っても過言ではありませんが、宮城県知事浅野史郎氏が成人T細胞白血病を発症し、昨年6月3日に東京大学医科学研究所附属病院へ入院いたしました。順調に回復中であり、経過もよいようです。

人口動態統計によると、2007年には全国で成人T細胞白血病により1,075人が亡くなり、歩行障害などが出る関連疾患の脊髄症患者は約1,500人いるとされています。母乳のほか、血液、性的接触を介しての感染があります。輸血血液については、1986年に安全検査、これは輸血時の抗体検査が導入されたので、輸血時はほとんど問題がなくなりました。残る課題、これが母乳感染と言われております。このウイルスの問題は発症するまでに40年から60年かかるということで、既に子育てが終わってから自分がウイルスに感染していることを知り、母親の場合、知ったときにはもう子供に感染してしまっているということがあります。これが大きな悲劇です。しかし、現在は妊婦健診によりキャリアか否かを確認でき、キャリアと判明した場合は人工栄養とすることで、ほとんどの子供への感染を防ぐことができます。

近年、大都市圏で感染者の割合が増加しています。多賀城市は全国から人が集まってきて、住民の移動率の高い特異な市であります。キャリアの確率は高いと予想されます。ぜひともT細胞白血病ウイルス1型の抗体検査、これを妊婦健診の項目に導入し、完全実施をしていただき、さらに抗体で陽性が出た妊婦に関しては、母乳を与えなければ感染させないので、その指導も考えていただきたいと思います。

平成21年度、母子健康手帳の交付数は713人でした。また、住民基本台帳による21年度の出生は630人で、20年度は698人でした。差異はあるものの、本市においては、おおむね700人ほどの出生数が考えられます。T細胞白血病ウイルス1型の抗体検査の検査料金は2,100円から3,100円程度です。ちなみに、国民健康保険の診療報酬点数は240点、2,400円であります。仮に検査料を2,500円とし、出生数を年度平均700人として計算すると、年間に175万円、幅を持たせても200万円の予算を盛り込めば、T細胞白血病ウイルス1型の抗体検査をすべての妊婦の方に実施できる計算となります。主管課長と財政当局がちょっと頭の中に汗をかいて算段していただければ、実現は可能であります。初回の妊婦健診時に1項目加えていただけないものでしょうか。

厚生労働省によると、妊婦健診時の検査や母乳指導を公費で実施している自治体は、岩手、秋田、静岡、高知、長崎、宮崎、鹿児島県など一部にとどまっているのが現状です。本市の特徴として合計特殊出生率が高いことでもあります。平成20年度では、全国1.37、宮城県1.29に対して、多賀城市1.70であります。子育て支援の一環として、生まれてくる子には生涯にわたる保障が検査項目の一つふやすことで提供できるのです。

そこで、一般質問の通告書の質問用紙に記載した、(1)妊婦健診の項目に成人T細胞白血病の抗体検査を実施するお考えはおありか、(2)既に実行されておられるとは存じますが、抗体検査で陽性が出た妊婦に関しては万全の指導をされたい、この2点についてお伺いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、成人T細胞白血病の抗体検査の導入とその完全実施についてでございますが、御質問にもありましたように、妊婦一般健康審査は現在14回まで助成を拡充しております。検査項目としては、厚生労働省が示した標準的な項目に沿って実施する問診や血液検査な

どの必須項目と健診のつどに医師の判断や本人の希望により行われる原則自費負担が伴うその他の項目に区分されております。

御質問の成人 T 細胞白血病抗体検査である HTLV-1 抗体検査は、初回健診時のその他の項目で希望者に実施されておりますが、主に母乳が感染経路とされていることから、産婦人科学会でも検査が必要か否か議論されているのが現状でございます。

また、妊婦健診の 14 回助成に対する県補助金は今年度限りとされており、その後の補助制度については不透明な状況にあるほか、この検査を必須項目として実施するには宮城県産科医会や宮城県医師会等との調整も必要ですので、現時点で明確な考えはお示しできません。

したがって、当面は妊婦健診自体の補助金の動向を注視しながら、県主催の母子保健担当者関係の研修会等で情報を収集し、またその必要性について働きかけてまいりたいと思います。

二つ目の御質問ですが、初回妊婦健診にて HTLV-1 抗体検査を希望された方が陽性と判断された場合は、原則として医療機関である主治医等がその指導に当たります。個人情報保護の面もあって、市に対しては医療機関からの情報の提供はございませんが、本人から相談があった場合には保健師が家庭訪問等により個別相談させていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

成人 T 細胞白血病や脊髄疾患等の予防は、本当はワクチン開発ではなくて妊婦健診時の抗体検査の完全実施、これが完全なる予防につながるわけです。また、本来であれば、これはつけ足しのことになるんですけども、万全を期すのであれば、成人の健康診査時の血液検査にもこの抗体検査を加えていただくということが本来であれば一番望ましいのかなと私は思います。

本市の行政システムというものが、まさに今転換点に来ているのではないかと私は思うのです。本格的な人口減少社会に対応していくには、今までの高度経済成長路線、いわゆる工業社会型の成長モデルからもう脱却して、行政は何ができて、何ができないかを見きわめて、これから市民一人ひとりが自己実現を図りながら持続可能な、先ほどの質問にもありましたサステナブルな、持続可能な社会を目指すということが、これから大事になってくるのではないかなと私は思うのです。その意味で、本市もアウトソーシングの導入など、そういった取り組みを実行されておりますけれども、極論を申し上げれば、道路、橋梁などのインフラ整備よりも、介護や子育て支援、そういうサービスに資金を投入する方が私は、長い目で見れば、自治体内における雇用促進等々含めて、そちらの方がかなり経済波及効果というのなされるのではないのかなと。これはよく吟味してみなければならぬところでございますが。

さて、市長、私は 2 億円の予算をかけてくれと言うのではないんです。私のちっちゃな電卓で計算しても、出生数がわかって、検査項目の単価がわかれば、掛け算で答えが導き出される金額なんです。先ほど申し上げた 200 万円というのは、これは幅を持った金額です。やはり本市の子育て支援の一環、あるいは本市で産声を上げた子供に人生の後半期に害を及ぼす可能性のある病気の要因を断ち切ること、こういうことが重要かつ必要な市の取り

組むべき課題だと私は思うのです。大きいサービスになかなか踏み込めない昨今の状況においては、このようなちっちゃな施策に住民サービスの力点を置くのが一番肝要ではないかと私は思うんです。

あすの一般質問で佐藤恵子議員が通告されておりますけれども、妊婦健診の14回助成に対する、先ほど御答弁にあった県補助金、これは国の補助金とも密接な関係にあると存じますが、県補助金が今年度限り云々という御回答があったような気がするんですけれども、平成22年度の予算書を見ると、補助金が2,100万円なんです。そうしましたら、さきに申し上げたように、今後の本市の行政サービスができることとできないことをはっきりと市民に示し、市民との協働で市の運営のかじ取りを進めていかなければならないときに、市民サービスの根底にするのが市民の命と健康を守る、ここが一番基本的なところだと思うんです。補助金があろうがなかろうが、2,100万円プラス200万円、2,300万円の予算はしっかりと次年度も盛り込んでいく。ごめんなさい、14回の助成に関しては次年度も盛り込んでいく、それから私どもが今こうやって質問させていただいている抗体検査の1項目200万円もプラスしていただく、そういう意気込みが今の市政に肝要だと私は思うのですが、私のこの思いを市長、お聞きいただいて、どのようなお考えかを御答弁いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

さっきも答弁したように、産婦人科学会とかでは、まだ必要かどうか議論されているような状況だということも言われておりますし、妊婦健診の14回というのはまだやったばかりでございますから、これは持続していかなければ、県の補助金がなくなっても、これは困るだろうというふうな思いでございます。ですから、産婦人科学会等の推移を見ながら…、たかだか200万円かそこらじゃないかという話をされそうでございますけれども、やはりその推移を見ながら考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

冒頭、私、たかだか200万円という言葉は一つも吐いておりませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。計算をしたら200万円になったということでございます。

それから、市長、私の質問、ちょっとお聞き逃しのところがあったと思うんですけれども、二つの学会、日本産婦人科学会と日本産婦人科医学会の二つの学会は、やはりもう抗体検査が不可欠だと判断しているので、研究を通じて、もう来年の4月から産婦人科医ではこの検査を導入するような方向でということで、今もう進んでいる状況なんです。私も実は一般質問を書いていた原稿、はてなど。これ、どういうふうに国の方なんかの動きがあるんだろうかということでちょっと調べてみたら、こういうのが配信されていたという結果なんです。

今、市長の御答弁ございました。14回というものは堅持するような方向のお考えがありやと受けとめられるような御発言であったのを私は聞いたというふうに理解したいです。

それから、検査の1項目、これはガイドラインというのが示されるのと歩調を同時にして、本市においてもすぐに実行していただきたいと思いますので、御検討をいただきたいというふうに私要望して、終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

ここで休憩に入ります。

15分間。再開は20分です。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

5番米澤まき子議員の登壇を許します。米澤議員。

（5番 米澤まき子議員登壇）

○5番（米澤まき子議員）

私からは、今月の6月10日に多賀城市内の団体の皆様から、多賀城に発達支援センターの早期設置についてという厚い大きな望む声が要望書として市長の方に提出されております。

そして、もう一つなんですけれども、今回の一般通告書の一覧表の中に私の質問で「唯一予防できる子宮頸がんの予防について」の中にあります(3)の質問事項なんですけれども、「細胞検査」となっておりますが、「細胞診」というふうに訂正させていただきます。申しわけありません。

それでは、質問を始めさせていただきます。

次世代を担う子供たちを健やかに育てるということは社会の大切な仕事です。少子化対策も産む環境づくりだけでなく、今生きている子供たちの成長を支援する環境づくりも重要な課題と考えます。近年、発達障害の子供たちがとみにふえてきています。普通学級在籍者数で6%余り、支援学校、支援学級の子供たちを含めて10%余りいると言われております。保育所、幼稚園、学校等の集団生活の場で起こる発達障害によるさまざまなトラブルの対応に現場の先生方は四苦八苦しているようです。発達障害とは、言語、身体能力、認知、コミュニケーション能力などの発達過程のどこかでつまづいて、生活に不便や波瀾が生じるような状態を言います。

では、なぜ多賀城市に発達支援センターが必要なのか。障害のある育てにくい子を育てるのは、多くの親が未経験であるということ。手さぐりで進むしかないし、周りに経験者もいなかったり、経験者がいても子供によって特徴が違うため参考にならないことも多々あります。どうしても専門家の個々の子供を見る目、そしてかかわり方の技が必要なのです。専門家のやり方を見ながらわかってもらうのも、専門家の重要な親支援となります。子供本人の生活を改善することで、本人や家族の生活の安定や向上を見出すことができます。幼稚園、保育所、学校の先生の悩みの相談を受けたり共通認識を図る支援の目的もあります。

今回のこの要望書について、言語聴覚士である神先生から、一昨年かかわっていただいた神先生の方から、一昨年、滋賀県でこういう支援をやっていますよということをお伺いしました。そこは、発達支援にもとても充実した内容で行っている地域でした。滋賀県の甲賀市、大体人口にして9万2,000人の市なんです。そして、もう一つが湖南市、湖の南と書くんです、そこは大体5万2,000人の人口なんですけれども、そこはネットワークによる地域の資源の共同体制というのをやっている。ネットで調べてみました。まさに私たちが本当に必要とするすべての支援がそこにありました。乳幼児期から学齢期、そして成人期と、一人ひとりに応じた継続した支援を行うためにパスポート、そこは「ここあひパスポート」と名づけておりました、パスポートを作成。そして、充実した生活を送るために支援を必要とするすべての人に、医療、保健、福祉、教育、就労、すべての機関が途切れのないかわり方をするのがとても重要なポイントになっておりました。パスポートを利用することで支援を必要とする人の情報が各関係機関に伝達されることをねらいとしています。相談をする際に説明しやすく、つまり乳幼児期からの記録が全部、すべてがわかるんです。それが整理されているから、成長の過程、そして経過がわかりやすくなっているということでした。

多賀城市においては、ただ単に言葉の相談、それから乳幼児健診というふうに、それから太陽の家の専門的な相談というふうに分かれていると思います。今私たちが一番必要としているのは、途切れのない関係、かわりを持つこと。それが、私たち親にとっても、障害者のお子さんを持つ家庭にとっても、とても重要なポイントになると思います。市の施設の空き部屋を利用しまして専門家の常勤体制を整えていただければと、本当に切に今思っている次第です。現状のまま成長しないでしまう子供はいません。つまりき部分を改善していくことで自信や意欲を培い、社会性を身につけられれば、障害があっても自分で生活をし、一般就労して納税者になることもあります。それについて伺いたいと思います。

続きまして、唯一予防できる子宮頸がんの予防についてです。

子宮頸がんは、近年、20歳から30代の若年層で増加傾向にあります。ちょうどこれから結婚や出産を迎える年代と重なり、若い女性の妊娠や出産の可能性を脅かし、とうとう命まで奪ってしまう大変に深刻な問題でございます。原因のほぼ100%がヒトパピローマウイルス、つまりHPVの感染によるものです。8割以上の女性が一生のうちに1度は感染するものの、多くの場合は免疫力によって自然に消えてしまうのですが、まれに感染が長く続き、がんに進化するのだそうです。進行がんになるまでは自覚症状がないため発見がくれ、国内では厚生労働省の調査で年間の死亡者数は約3,000人に及ぶと言われています。しかし、定期的に検診を受ければ、万が一、発見された場合でも、小さな手術でほぼ100%治すことができ、治療後の妊娠、分娩も可能だそうです。いかに検診を受けることが最大の予防法かと言えます。

昨年10月、厚生労働省が予防ワクチンの販売を承認しました。10代前半の接種が望ましいと言われていますが、高額のために医療保険の適用にならない、経済負担が大きい、そんな悩みの中、全国で先駆けて栃木県の大田原市では、命を守る施策として市内の医師会、厚生労働省との直接協議を重ね、小学校6年生の女子児童に対しては学校集団接種なんです。そして中学校の女子生徒に関しては、平成22年度の限定ということで個別接種を可能にしました。

本市での学校集団接種の実施について伺うことと、そして市独自の財源による助成についても実施可能なのか伺います。

最後の質問です。

細胞診と HPV 検査が両方ともマイナスであるならば 3 年間は検診を受ける必要がないというふうになっています。受診を必要としない人の抽出ができるということで、経費が大幅に浮くこととなります。2008 年に島根県では公費での子宮頸がん検診を見直し、出雲市、出雲市は人口が 14 万 5,000 人です、細胞診と HPV 検査の併用を全国に先駆けて導入したところ、受診者が 1.5 倍、特に若年層では 2.5 倍と大幅にふえて、新規受診者もふやし、検診率向上と経費削減に成功したとのことでした。

発見率と効率の高い細胞診と HPV 検査の併用について伺います。

最初の質問は以上です。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答えいたします。

発達支援センターの早期設置についての御質問でございますが、発達支援センターの位置づけについては、発達障害者支援法に基づき、設置運営されている施設で発達障害に関する相談支援や障害のある方への療育・就労などの支援を行い、実施主体は都道府県または政令指定都市となっております。したがって、本市が施設の設置主体でないということをご理解いただきたいと思います。

宮城県では、仙台市泉区南中山に発達障害者支援センター「えくぼ」を設置し、宮城県社会福祉協議会に運営を委託して、仙台市を除く県内市町村の住民の利用に供しております。しかし、当該施設は設置場所の関係などから利用に不便を感じている方々がおおいでになるようでございます。

いずれにしても、発達に障害を持っておられる方々により専門的な支援を行っていく施設として当センターは重要な役割を担っておりますので、その利用についてさらに普及啓発に努めるとともに、県に対しても利用者の利便性を考慮した新たな施設設置の必要性を訴えてまいりたいと考えております。

また、太陽の家で行っております早期療育指導事業「おひさま広場」で発達等におくれが見られる児童のための相談指導の充実を図るなど、既存施設の使用方法や機能について検討を行うとともに、専門機関とさらなる連携を図っていきたく思っております。

次に、子宮頸がん予防についての御質問でございますが、平成 22 年、ことしの第 1 回定例会において米澤議員、竹谷議員から、平成 22 年第 1 回臨時会において根本議員から、歳出質疑で御質問をいただきました。その際、公費助成には多額の費用がかかること、任意接種のため健康被害が生じたときの補償が問題になること、国において任意接種ワクチンの定期接種化が検討されていることなどから、その動向に注意するとともに、国や県に声を上げていきたいと回答をしております。

最近、大衡村を初め全国で助成の動きが出てきておりますが、本市としては引き続き国・県・各市町村の動向にさらに注意を払い、あるいは関係機関などとの情報交換に努め、子宮頸がんの予防にどう取り組むかの検討を深めたいと考えております。

そのような観点から、まず学校での集団接種についてですが、集団接種は一時に多数に接種する場合に有効な方法ですが、個々人の体調把握などが徹底していない面もあり、現在、各種予防接種はかかりつけの医師による個別接種を原則としております。

次に、市独自の財源による助成につきましては、先ほど述べたとおりですが、このワクチンは子宮頸がんの主な原因とされるヒトパピローマウイルス、HPVの感染による発症を高い割合で予防できるワクチンであると言われておりますので、健康保持に関して自治体間で格差が生じないように国や県に働きかけてまいります。

なお、この感染は主に性交渉が原因と言われており、ワクチン接種の有無にかかわらず10代女性に対する教育が重要ですので、学校とも連携し、積極的に健康教育を実施したいと考えております。

最後に、細胞検査とHPV検査の併用についてですが、ワクチンを接種してもすべての子宮頸がんの予防はできないとされており、検診の必要性は変わりません。その意味では、最初の検査からHPV検査を加えることも選択枝ですが、現在の検診においても精密検査対象者が必要な方には医療機関でこの検査を実施しておりますので、必要十分な検査体制は確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

発達支援センターに関しては大分御理解いただいたようで、本当に要望書を提出したかいたがあったなと思います。子供の発達にかかわるといことは、どこの自治体でもある程度無料で行っているということを知っています。今まで多賀城市で途切れがあったために、それしか選択枝がなかった、有料で相談をかけるころしか、そういう方法しかなかったというので、なるべくずっと継続して専門家の先生に行きたいんだけどもという、本当にそういった親御さんの気持ちが痛いほどわかります。そういった意味では、何とか県への要望等をお願いしたいと思います。

それと、子宮頸がんについてなんですが、大田原市のネットを開いたときに、こういう文言がありました。「御自身の命と未来に生まれてくる尊い命を守るために」というふうな、すごく優しい言葉で書かれている。私はもう対象外の年齢なので、ある程度はあれなんですけれども、「検診を受けてみようかな」と、そんな思いにさせてくれる言葉だなとすごく感心したんですけれども。やはり全国に先駆けて予防ワクチンをやった市でもあるなというふうに思います。

結婚した女性にとってだれでも起こり得ることであるということ、先ほど市長の中で、健康教育、学校側でもそういった意味で子供たちにも周知、そして親子の会話の中、そして友達の関係の中でも雑談の中で、検診の重要性とかそういったものが語られることが、一番私たちにとっては、声を上げた人間側としては、すごくうれしいことだと思っております。

それで、私は今回島根県を例に、実際にこういうふうにして削減したということを実例を挙げて申しました。当局側で、もしもっとほかにこういった実例もありますというところがあれば、教えていただきたいのですが。

○議長（石橋源一）

答弁を求めますか。

○5番（米澤まき子議員）

はい、お願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

保健福祉部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

以前に担当の方に御相談いただいておりますので、そちらであらかじめ調べさせていただいております。

初めに、子宮頸がんの予防について、出雲市と斐川町、隣の町でございますけれども、こちらでの例について御紹介をさせていただきたいと思っております。これは隣同士の市と町ということもありまして、きっかけであったり実施方法も同じでありましたので、その例でちょっと御紹介させていただきます。

二つの団体とも子宮頸がんの予防につきましてはワクチン接種は進められておらず、検診において細胞診検査と希望者にはHPV検査を併用した検診を実施しているというような状況でございました。これが実施に至った経緯といたしましては、出雲市内にあります島根県立中央病院の専門医の熱心な指導があったということがございます。これに島根県が平成19年度からこのモデル事業を開始したということが契機となって始められたというふうな話でございました。

がん検診の申し込みの段階から、パートナーがいる方に対しましてはHPV検査を併用したがん検診が必要であると広報に努めた結果、若い方の初回受診者がふえまして、早期発見・早期治療に結びついている等の成果があったというふうな報告でございます。

ただし、既にモデル事業が終わっておりますので、直接的な経費削減という形でないというふうな話でお伺いをいたしました。

事例として調べさせていただいたのは以上のような形でございます。

○議長（石橋源一）

米澤議員。

○5番（米澤まき子議員）

島根県モデルというのは、以前、学生さんたちが調査している中で先進的な事例がありますということで伺ったことがありました。なぜか南の方だけでの先進事例が多くて、なぜ東北にまだまだそういったものがないのだろうと不思議な思いがあります。東北の女性は

働き者です。女性の命を守る点でも、こういったものは先進事例に倣って、ぜひとも進めたい事業でもあるということをお願いして、私からの一般質問は終了いたします。

○議長（石橋源一）

ここで、ちょっと早いですがけれども、予定等々がありますことから、お昼の休憩といたします。

再開は午後 1 時。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。藤原議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

私の質問は 4 点でございます。

まず初めに、学童保育の問題について質問させていただきます。近年、保育所の待機児童の急増とともに、学童保育の希望者も急激にふえてまいりました。とりわけ城南小学校と多賀城小学校の学童保育は、近年、定員 40 人の倍の在籍が常態化しており、御存じのとおり、城南小学校の学童保育は本年 4 月より分級されることになりました。他方、ことしの多賀城小学校のすぎのご学級は、40 人定員のところに 100 人の児童が在籍しているとのことであります。この問題は予算議会でも問題になりまして、市当局自身も改善の必要性を認めてございます。どのように解決をする予定で、その対策はどこまで進んだのか、市長の答弁を求めたいと思います。

質問の 2 点目は、仙石線多賀城駅の南側広場の拡張の問題についてであります。

御存じのとおり、多賀城駅周辺の課題は、長崎屋跡地利用の問題、駅北の再開発の問題、区画整理事業での懸案事項など、さまざまございます。今回は駅南広場、それも車道部分の拡張に限って質問させていただきたいと思います。

仙石線多賀城駅の高架事業と区画整理事業が完了しますと、駅北広場が整備されます。そして、これまでの市当局の説明によりますと、北広場はタクシーと自家用車の乗り入れだけとし、バスの出入りは南側だけに限定する方針のようであります。そして、その南側広場ではありますが、バスを乗り入れする広場としては手狭であると感じてございます。バスが 1 台とまりますと、そのわきを通り抜ける車は強い圧迫感を受ける状況になってございます。バスが 3 台停車しているときもあります。こうなりますと自家用車は停車もままならない状態になってしまいます。

私が以前この問題を取り上げた際の答弁は、駅北広場が完成すると駅送迎の自家用車はかなり北側広場に移行するので混雑は解決できるというものであります。しかし、その後も注意深く観察を重ねてまいりましたが、私は、バスが出入りするには、そもそも駅南広

場の車道部分が狭いと考えようになりました。今から駅舎も建てかえられます。また、現在長崎屋跡が更地のままになっております。私は、こうした条件のもとで駅南広場の車道部分はバス乗り入れをするスペースとして十分かどうか検討を加えるべきであろうと思います。私は拡張が必要と考えますけれども、市長の答弁を求めるものであります。

質問の3点目は、工業団地化構想についてであります。

その一つは、市当局はこれまで工業団地造成の手法として組合の区画整理事業がベターとの考えを示してまいりましたが、地権者の方々からどの程度の理解をいただいているのか伺いたいと思います。

この点をなぜ私が問題にするのかと言いますと、宅地の区画整理事業を組合で施行した場合と工業団地を組合で実施した場合で地権者の権利行使がかなり違ってくるのではないかと考えているからであります。すなわち、宅地の組合施行の場合、換地された個々の土地を地権者が売却しようが自分で家を建てようがアパートを建ててアパート経営をしようが、それは個々の地権者に決定権がございます。しかし、工業団地になりますと、1筆、1筆が広大で、権利関係はだれそれ何分の1というように権利関係が記載されるだけで、どこからどこまで自分の土地だと主張することもできなくなり、ひたすら地権者みんなが企業の進出を待たざるを得ない、原理的にはそういうことになるのではないかと思います。この私の理解が間違っているのでしたら御指摘をいただきたいと思います。

もし正しいとしましたら、この点は地権者の方々にはきちんと理解いただいているのでしょうか。明確なる答弁をよろしくお願いしたいと思います。

工業団地問題の二つ目に、巨理町の工業団地へ進出を予定していた企業が突然撤回する事態が発生いたしました。市当局としては、どのように分析をされ、教訓化しているのか、伺いたいと思います。

なぜ私が巨理町での企業撤退に注目をしたのか。それは、この巨理町の工業団地造成がオーダーメイド方式で造成されたものであったからであります。新聞報道、あるいは我々の調査によりますと、太陽光発電の素子メーカーエム・セテック社が進出の確約書を巨理町に提出したのは平成20年の12月1日だったそうであります。それを受け、平成21年1月30日の午後3時、県庁で県と巨理町とエム・セテック社3者で12条からなる立地協定が結ばれました。この立地協定を受けまして、巨理町は9億1,690万円の起債を起こして32.6ヘクタールの土地を購入し、さらに4億円の起債で、そのうちの10ヘクタールを造成、この10ヘクタールをこし6月には工業用地として引き渡すことになっておりました。ところが、引き渡し直前の4月30日、エム・セテック社の幹部4人が巨理町を訪れ、進出撤回を通知した。これが事のてんまつでございます。

さて、市当局はこれまで、「本市が行おうとする工業団地造成はオーダーメイド方式でやるのでリスクはない」、また「それでも企業が進出しなかったら損害賠償等の請求をするので大丈夫」、こういうように説明をまいりました。今回の巨理町で発生した事態は、市のこれまでの説明を覆すものであります。市当局は、今回の事態をどのように分析され、教訓化しているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、水道事業の問題について市長にお尋ねいたします。

その一つは、水道事業資本費平準化債の効用を現時点でどのように考えておられるのかということでございます。私の理解によりますと、資本費平準化債という制度は、下水道事業であれ水道事業であれ、減価償却費を超える元金償還額を借りかえて、耐用年数の枠内で公平に負担をする制度であって、極めて合理的な制度であります。既に本市では下水道事業

ではその有効性・合理性を認め使用しているわけではありますが、水道事業では使用するに至っておりません。この問題について、本年の予算委員会で私が市長に平準化債について伺ったところ、勉強してみたいという趣旨の答えをしております。その後、認識はどのように深化されたのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

水道事業の二つ目について質問させていただきます。市長は、あるところで、さらなる水道料金の引き下げの願いをされたところ、災害に備えるために下げられないと答えたとでございます。しかし、市長は昨年12月の議会に、水道の設備投資を5年間で18億2,900万円行って26年度末の資金は5億6,900万円を確保したいとして、その枠内で水道料金の改定を行いました。逆を言いますと、18億円の設備投資を行って5億6,900万円の資金を26年度末に残せる道があるならば、管理者や市長の論理からしても、水道料金はなお下げてもよいということになるのではないのでしょうか。もしそれができないと言うならば、我々議会に対して説明した以外に何か重要なことが説明されていないことになってしまうわけがあります。私は市長に率直にお聞きしたいと思います。我々に説明している以外に別の設備投資計画と別の資金計画があるのでしょうか。明確なる答弁をお願いいたします。最初の質問とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目は、多賀城小学校の留守家庭児童学級の過密状態解消の取り組みと見通しについての御質問ですが、これまでの一般質問でも御回答申し上げますとおり、保護者の就労支援等のため待機児童を出さないように受け入れを行ってまいりました。その結果、多賀城小学校のすぎのご学級につきましても、現在90名を超える利用者があり、過密化傾向にあることは十分に認識しているところでございます。

御承知のとおり、本年4月より分級いたしました城南小学校の第2もみじ学級の開設及び運営に当たりましては、学校施設を有効活用できるよう授業時間との兼ね合いなどについて学校側と十分な調整を図った上で実現に至ったところでございます。したがって、すぎのご学級の過密化解消に向けましては、もみじ学級分級の際の経緯も踏まえ、学校側とも十分な協議、調整を行ってまいります。

次に、駅前広場についての御質問ですが、現在の多賀城駅前南口広場につきましては、昭和62年度に面積3,700平米で整備しており、区画整理事業で新たに整備する北口駅前広場の1,900平米と合わせて5,600平米の面積を確保することになります。駅前広場の面積につきましては、平成4年度に策定した多賀城駅前広場計画調査報告書を根拠としており、この中で、例えば路線バスの1日の運行回数に基づきバスバース、これは乗降場所の数及び必要面積を積み上げて算出しているわけですが、当時の路線バスの運行回数に比べ現在は大きく減少しているため、駅前広場の計画面積としては十分に対応できるものと考えております。しかし、朝夕の自家用車との錯綜状態の際に、バスが停車したときの車道幅に余裕がないこと、タクシーの乗降位置に自家用車が停車するなどの問題も認識しております。

このような状況の中、一方において連続立体交差事業に伴う既存駅舎撤去後の跡地として約900平米が南口駅前広場に加わることとなり、最終的には6,500平米、南口だけで4,600

平米となりますことから、現在のバス、タクシー、自家用車等の再配置及び適切な車道幅のあり方を踏まえ、既存の南口駅前広場のリニューアルについて検討したいと考えております。

次に、工業団地化構想に関する1点目の工業団地造成手法について地権者の皆様から理解をいただいているかとの御質問ですが、当該事業を進める大前提として地権者の皆様方の意向確認が必要不可欠と考え、平成20年12月から平成21年3月にかけて意向調査を実施いたしました。その結果、八幡字一本柳地区を市街化調整区域から市街化区域へ編入し工業団地造成事業を実施していくことについて、約90%の賛同をいただいたところでございます。このことから、工業団地化構想を具現化するためプロジェクト事業を立ち上げ、平成21年7月28日に地権者の皆様へ説明会を開催いたしました。その説明会では、このたびの工業団地化構想の概要とともに複数の事業手法を提示させていただきました。その際、最適な事業手法として業務代行方式の組合区画整理事業を提示させていただいたところでございます。

業務代行方式の組合区画整理事業とは、一般的に民間事業者が保留地の取得を条件として組合からの委託に基づき事業施行に関する業務の相当部分を代行する手法と定義されております。この手法では、一つに、民間事業者の知識と経験を生かし、円滑で迅速な事業運営ができること、二つ、民間事業者の資金調達能力が活用できることといった特徴があり、事業運営や資金面で地権者の負担が大幅に軽減されるものと考えております。

ただし、この事業手法を採用するためには、当初から言及してまいりましたように、業務代行者が確実に選定されることが必要となります。また、この事業手法により準備を進めていく中で、本市への進出企業の意向によって短期間で造成工事を完了させる必要がある場合には開発行為に転換して進めなければならないこともあわせて地権者の皆様に説明させていただいております。

なお、現在は工業団地化造成に向け文化財の確認調査などの基礎調査及び準備作業を進めながら進出企業の誘致に取り組んでいるところです。したがって、これらの進捗状況、社会情勢等、多方面から検証した上で改めて最適な事業手法を検討しなければならないと考えております。その際には地権者の皆様方に御相談させていただき、御理解と御賛同を得た上で事業を進めてまいりたいと思っております。

2点目の巨理町での事件は同じオーダーメイド方式を採用している我々にとっても大変ショックな出来事でした。進出を撤回した企業は経済市況の悪化により新たな設備投資を断念せざるを得なかったようです。また、この背景には、エム・セテック社長交代による経営方針の転換もあるやに聞いております。

なお、巨理町と宮城県がその企業との間に締結した立地協定ですが、この協定書は進出計画を撤回した場合の損害賠償責任を定めるという趣旨ではなくて、むしろ企業を迎え入れるための相互の協力関係を定めたものでございます。自治体が積極的な企業誘致を展開する場合に、企業自身がその進出を断念せざるを得ない事態が想定されるとすれば、損害賠償の危険負担をあらかじめ協定書に位置づけることは逆に企業立地支援の阻害要因ともなりかねず、そのような意味で紳士協定的なものとして取り扱われているのではないかと思料しております。

いずれにしても、企業活動の悪化や経営方針の転換という不測の事態により突然の白紙撤回もあり得るといふ危険を間近にいたしまして、これを教訓に、いかにリスク管理をするかということは大きな課題であると認識しております。したがって、あらゆる危機を想定し、これが現実化しても影響が最小限になるような方策を検討するとともに、進出企業の業績や経営体制を極めて慎重に調査し、万難を排したいと考えております。

なお、本市では、何の当てもなく、また企業進出が不確定な段階で造成工事に着手するものではなく、企業進出が確実になったときに直ちに工業団地の造成に着手することにしております。そのため、まずは法的規制等の諸条件をクリアし、企業の進出時期と造成着手時期を慎重に判断してリスク回避を図ろうとしていることも御理解願いたいと思います。実際のところ、将来の不確実な出来事や状況の予測は非常に難しく、いかなるリスクもすべて払拭できるものではありませんが、多賀城市が将来にわたって活力ある自治体として存続できるよう工業団地化構想の実現という産業振興政策に全力を傾注してまいりますので、御支援、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後に、水道事業についてお答えいたします。

まず、水道事業の資本費平準化債につきましては、平成 22 年多賀城市議会予算特別委員会において、「勉強してみたい」ではなくて「もうちょっと時間をいただいて、じっくりと考えてみたいというふうに思います」と回答を申し上げたところで……、大体似ていると思いますけれども。その後、種々調べ、現時点においての資本費平準化債の効用につきましては、1 点目として、資本費の世代間の負担の公平性の確保、2 点目として、減価償却期間と起債償還期間の不一致による構造的資金不足の解消が上げられるものと理解しておりますが、これを活用するかどうかにつきましては経営判断によるものと考えております。よって、さきに説明しております水道事業管理者と同様でございます。

次に、2 点目設備投資計画についてでございますが、これにつきましては水道事業管理者の方から答えさせますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

2 点目の設備投資計画については、私の方から御答弁申し上げます。

議会に説明した以外に設備投資計画があるのかという御質問でございますが、平成 22 年第 1 回定例会に提出しました平成 24 年度以降企業債を発行した平準化債も発行（30 年償還）とした場合のシミュレーションの内容であります。料金改定期間中、26 年までは実施計画に基づき算出し、27 年度以降につきましては、それまでの実績をもとに算出したものであります。現在、平成 2 年度に認可、取得した第 5 次拡張事業をもとに計画が詰められ、その後、平成 16 年度に策定された多賀城市水道事業全体計画により事業計画が進められてきたところであります。全体計画が作成されてから 6 年を経過し、計画の見直しの時期が来ていること、近年、厚生労働省から地域水道ビジョンの策定、水道事業におけるアセットマネジメントの導入、アセットマネジメント、資産管理の導入ということになるかと思いますが、などが求められていることから、これらを背景にした基本計画の見直しを今年度中に策定するとしておりますので、これに基づき今後施設整備を行っていくものであります。

なお、今後予定される、27 年度以降ですね、予定される施設整備及び更新等の主なものについては、老朽管の更新に伴う耐震管の入れ替え、これは継続してまいります。そのほかに、昭和 56 年度に設置しました末の松山の浄水場のろ過器、あるいは昭和 53 年防衛庁より譲与されました末の松山の浄水場の凝集沈殿池、あるいは新田浄水場の解体工事など、多額なお金がかかるこういうものがありますけれども、これらについて今後考えていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（石橋源一）

藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

まず、1点目です。多賀城小学校の留守家庭児童学級の分級の問題ですが、方向性については予算委員会のおきにもそういう答弁があるので、頑張ってくださいというようなことを話しているはずなんです。問題は、いつまでに解決する気なのか。私が担当課に聞いたときは在籍児童が100人だと言っていました。その後やめたのかどうかわかりませんが、そういう状態をいつまでも続けておくというのは、やはり非常にまずい。だから、いつまでにやるのか。そういうことを期限を区切ってやっていただきたいと思うんですが、御回答をいただきたいということです。

それから、二つ目、多賀城駅前の南側広場の車道部分の拡張についてですけれども、いろいろ言ったんですけれども、検討していくということだよ、結論は、話を聞いていると。今でも広さは十分なんだと。今でも十分で、なおかつバスの出入りは少なくなっているの、必要ないと言うのかなと思ったら、停車幅は余裕がないと。タクシー広場に自家用車が入り込んだりもしている。だから、駅舎を壊すと900平米が新たにできるので、結論としては検討していくということですね。

多分、認識は一致しているんじゃないかと思うんですが、私は一般的な駅前広場のことを言っているんじゃないんです。車道が車の通行する範囲、待っている範囲、いわゆる車が使用する分の車道が、バスが出入りする広場としては狭いのではないかと。一般的な駅前広場の面積のことを言っているのではないんです。だから、皆さんもしよつちゅう行っているのわかると思うんだけど、バスが1台とまってしまうと見通しも悪くなるし、かなり圧迫感を感じるんです。それから、さっき言ったように、バスが二、三台入ってくるときがあるんですが、そうすると自家用車の停車する場所もないというような感じになっちゃうんです。だから、バスにクラクション鳴らされて、自家用車が移動しろという、ブーとあのかいクラクション鳴らされて移動するということになっているんです。

だから、私は一般的な駅前広場ではなくて、バスが出入りするにすれば車道部分が狭いかなと感じていたの、多分認識は一致しているんじゃないかなと思うんだけど、再度確認。駅前広場一般ではなくて、車道部分をもっと広げてほしいということでありますので、御回答いただきたいと思います。

それから、三つ目、工業団地の問題なんです。組合の区画整理事業で業務代行方式がいいのではないかと提案をしているというお話でしたね。私の理解ですと、業務代行の会社は何を責任持つのかということ、事業費を生み出すための保留地分が売れなかったときに業務代行が責任を負うということなのであって、そうでないものについては、換地ということがやられて、権利返還がやられるはずなんです。地権者の従来の価値に応じて価格が上がった分が減歩されて、面積が縮まって、面積が縮まるけれども価値が上がるからということで同じ価格のものが地権者の人たちに換地という形で権利返還されるんですね。業務代行が責任を持つのは、保留地部分だけなのではないかというのが私の認識なんです。

だから、業務代行になったって、工業用地の組合の区画整理事業のときに想定されるのは、1筆、1筆が非常に大きな土地だから、だれれれさんが10分の1、だれれれさんが10分の1、だれれれさんが10分の1というふうに換地された土地の権利がそういうことになって、結局、住宅のときみたいに、あなたの土地はここだよときちんと換地されて、売りたいけれども売れなかったらしょうがない、アパート建てて家賃収入でおれはやるからとか、あるいは娘のためにおれの土地のところに家を建ててやるからと、そういうことが個々の

地権者はできるわけです、宅地の区画整理事業の場合は。だけれども、工業団地の場合には、そういうことができなくなる。自分が勝手に使うということができなくなるでしょう。そうやったら工業団地でなくなるから。そうすると、みんなと一緒に、とにかく売れるまで待たなければならぬということになるんです、私の理解では、工業団地の区画整理の場合には。

住宅の区画整理事業と工業団地の区画整理事業は、そういう質的な違いがあるんだということも地権者の皆さんにはきちんと説明しているんですかということなんです、私が言っているのは。もし制度的に私が間違っているというのであれば、指摘いただきたいと思うんですけれども。工業団地の一つ目は、そういうことなんです。

それから、工業団地の二つ目は、実は共産党の県議団と私どもで6月9日に亘理町に行ってきたんです。現地も見ましたし、直接町長のお話も伺ってきました。私が一番亘理町の幹部の皆さんに聞いたのは、毎日新聞に載っていた山崎さんという県の企業立地関係の課長補佐の人が立地協定は紳士協定なんだというふうに言っているんです。山崎さんという方が、立地協定は紳士協定なので何もできないんだと。法的な措置なんていうのは全然できないんだというようなことを……、これ拡大コピーなんですけれども、もう少し正確に言うと、「県産業立地推進課の山崎敏幸課長補佐は、立地協定は法的拘束力のない紳士協定という」と。そういうふうに言っているというふうに毎日新聞に載っているんです。単なる紳士協定だと。だから、出ないとなっても、何らそれについて損害賠償を求めるとかそういうことはできないんだというふうに県の課長補佐は言っていると。

それで、私が聞いたのは、県の山崎課長補佐はそういうふうには言っているんだけど、立地協定は紳士協定なんだというのは亘理町の皆さんも認識は同じですかと聞いたんです。私が非常に気になったものだから。同じ認識なんですか、どういうことなんですかと。そう聞いたら、向こうの担当課長は、こういうことを言っていたんです。工業用地を会社の方に町が提供することになっている。そうすると、きちんと造成が終わって法務局の地目を変更しないと、引き渡すような状態になっていないことになるんだと。だから、造成が終わって地目変更が完了しないと、本契約に入れないんだと。だから、それ以前はすべて仮契約なんだと。仮契約段階の不履行というのは、なかなか損害賠償というのはできないんだと。顧問弁護士のミウラ法律事務所さんと随分相談したんですけども、その事務所さんの方ではそれは無理ですと言われて、何もしないことにしましたと。それから、企業立地に理解のある町だというアピールをしたいので何もしませんということも言っていましたけれども。そういうことを言っていたんです。

そうすると、オーダーメイドだから大丈夫だとか損害賠償できるから大丈夫だというのは、どうも私は根拠がなくなるんじゃないかなという気がしているんです。亘理町の人たちが言っていることが100%正しいかどうかは私も自信がないんです。私は工学部で法学部ではないので、法律のことはよくわからない。市役所の中に法令担当の部署もありますから、亘理町の課長の方が言っていることが本当なのかどうかということを私は同じオーダーメイド方式でやろうとしている多賀城市としてはとことん精査する必要があるのではないかなというふうに思っているんです。その点について、いかがでしょうか。再度御答弁をいただきたいと思います。

それから、水道料金の問題です。水道料金の一つ目、最後は「私の認識は管理者と同じだ」という回答で、市長御自身の答弁はなかったんですけれども、管理者は予算委員会のおきにたしか、使わないとは言っていませんよと、使うこともあり得ますよということも言っていたんです。そういうことだということですね、市長の思いも。

私がなぜ市長にこれを聞くかという、水道料金の問題について市民の中でいろいろ話をしているのは市長なんです。管理者があちこち行って話をしているんじゃないんです。市長があちこち行って話をしているんです。水道料金下げられないとかなんとかと。だから、私は市長自身がやっぱり市民の皆さんに直接説明する責務があると。議会に対する議案だって市長の提案ですから。だから、そういう意味で私は今回市長に求めているんですけども、使うことももう視野に入っているというふうに理解してよろしいかどうかということです、一つ目は。

それから、二つ目、基本計画の見直しを今年度中にやるというお話でした、管理者から。これは、27年度以降の分ですよ。確認したいと思うんですが。恐らく、さっきの話では、27年度以降の設備投資については今年度中に見直しをする基本計画の中で吟味するということだったと思います。そうしますと、26年度までについてはやっぱり、この間議会に提案された水道料金の際に説明を受けたあの中身でいくということなんだと思うんです。もちろん、これは管理者が議会に説明された以外に別の資金計画があるのか、設備投資計画があるのか、いやそんなのありませんというふうに言っています。それは当たり前なんです。

そこで私が市長にお聞きしたいのは、26年度までに限定すれば、27年度以降はことし見直しをするんだからどうなるかわかりません、26年度までについては議会に説明あったとおりいくということです。そして、皆さん方の料金の引き下げ案というのは、さっき言ったとおり、5年間で18億2,900万円の設備投資が必要です、そして26年度末にはせめて5億6,900万円の資金を残したいんですという中身で、その範囲での料金引き下げだったんです。引き下げだったんです。これをできるのであれば、これができる見通しが立つのであれば、その枠内ではさらに料金を下げてもいいということになりますねというのがさっきの質問だったんです。下げるのには何の支障もない。なぜなら、皆さんが必要だという設備投資も認めて、残したいというお金も認めて、なおかつ下げられる余裕があるなら下げたらどうだ、下げられるのではないかと。これについては皆さんは「いや、だめだ」ということは、どこからも出てこない。

しかも、平準化債というのがあって、4条の設備投資にはそれが充てられる。いわゆる、4条予算の不足財源にそれが充てられるわけです。管理者も言ったように、「使わないとは言っていない」「使うこともあり得る」と言っているんです。そうしたら、私は、水道料金は地震が来るから下げられないという話は全然どこからも出てこないと思うんですけども。御回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

第1問目の学童保育関係は、保健福祉部長から回答させます。

それから、2問目の多賀城の新しい駅前のバスが停車すると狭くなるというふうなことでございますけれども、先ほど回答申し上げましたように、既存の南口駅前広場のリニューアルについて検討していきたいというふうに思いますので、ちゃんとそういうことがないように検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、3問目の工業団地化の関係につきましては、これは副市長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

それから、4番目の水道関係でございますけれども、これは私自身、水道事業管理者を設けたということで、水道事業管理者の方にそれなりに方向性をゆだねておりますので、私自身も、この間も御婦人方が水道料金を下げてくれということで多賀城市に陳情に参った際にも申し上げましたけれども、26年度までとかなんかじゃなくて、まだまだ本当に地震対策等やらなくてはいけないこと、あるいは新田の浄水場の関係も今の状況でいいのか、現場を見てみますと、あの状況では、750坪、この間、土壌改良いたしましたけれども、あれ以上にあそこの部分に今後、砒素とか何かまたあるんじゃないかという思いもありまして、改善するためにはあそこにもそれなりの投資をしなければいけない、いろいろな思いがございます、なかなか水道料金を下げられていないということもぜひ御理解いただきたいと思っております。もう一度管理者から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私の方からは、1点目の留守家庭児童学級の関係についてお答えさせていただきます。

市長の最初の答弁にもございましたように、待機児童が今発生しているという状況ではございません。受け入れをすべて行ってきたから人数がこれこれになったと。それらの方々についてはすべて受け入れをしてくれている。数でございますけれども、6月1日現在では96名の子供たちをお預かりしているという状況でございます。

たびたびお答えしていますように、我々の対応としては、学校施設を何とか活用できないかどうかということ視野に入れて、学校の方との協議をさせていただいておる。たまたま先例として城南小学校のモデルができておりますので、この辺で学校の運営に支障が発生するのか否か、この辺の見きわめをさせていただければなというふうに思っております。それが解決不可能な支障であるとすれば、別な場所を選定しまして、この辺の環境改善を図っていかねばならないだろうというふうに思っておりますので、いつまでということでございますけれども、これも相手のある話でございますので、なるべく早くというふうな形で回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それでは、工業団地化構想についての再質問についてお答え申し上げたいと思っております。

まず、藤原議員から今御意見ございました業務代行方式につきましては、藤原議員がおっしゃるとおりでございます。保留地についての販売責任を負うというのが業務代行方式の原則でございます。

それから、今お話を伺っている中で、これは区画整理事業の換地の原則になりますけれども、従前1人の権利者の土地については1人の権利者の土地というふうに転換をいたします。ですから、従前の土地、もともとの土地が、それぞれ単有名義の土地を合わせて持ち分、共有地の土地に換地をするということは、区画整理事業ではやらない手法になってまいります。

そこで、今いろいろ藤原議員が御心配の筋は、保留地については業務代行方式で処分ができたとして、残りの換地の部分について地権者の方々がお困りになるのではないかと、そういう御心配だと思いますけれども、実はこういったやり方については多賀城市ではもう既に事例がございます、隣接する高橋の土地区画整理事業、この中では、ある学校法人に地権者の方々から換地を譲るという手法をとっております。その際には、それぞれ従前の土地を細かく売り渡す地域に集約しまして、そこからそれぞれの地権者の方々が学校法人に土地を譲ったという経過がございます。したがって、工業団地につきましても、保留地は一つの1団の土地、それから地権者の方々の換地については、それに隣接するように、それぞれの単有名義ずつ土地を並べるという形になってまいります。そういうことになりますので、基本的にはそれぞれの地権者の方々の御判断で、売るまで待つか、あるいはその間、与えられた換地については農地としてお使いになるか、そういったことを選択も可能であろうというふうに思っております。

そのことについては、地権者の方々については、さまざまなケースとして、もう既に説明はさせていただいております。

それから、亘理町のエム・セテックの問題でございますけれども、これは同じオーダーメイドということで我々も造成をしてみたいと思っておりますけれども、我々の方はどういう企業が来るかまだ決まっておられませんけれども、一つの大きな違いは、余り具体的なことを公の場所で申し上げられないことがございますけれども、進めている段階で、当初交渉相手だった会社が今度別な会社に転換をしているという事例なんです。そのこと自体が通常は余り尋常なことではないだろうと。その会社と信頼関係に基づいて造成に入った時点で、今度途中で別な会社が変わっている。その会社が、いわゆる増資の関係で、ちょっと通常とは違う増資の仕方があったり、ちょっとどうなんだろうかと思うところがございます。ですから、我々としては、工業団地を造成する場合には、やっぱり相手方の信用性、信頼性、そういったことも十分見きわめた上で、しかも立地する時期、スケジュール、そういったことまでちゃんと確定ができた段階で造成に入っていくということになるかと思っております。

それから、仮登記での賠償請求のお話もございましたけれども、これはちょっと推測でお答え申し上げて申しわけないかもしれませんが、仮に農地法が適用になっている土地だということになりますと、農地法所定の手続が完了するまではやっぱり仮登記ということにならざるを得ませんので、そういったことの個々の状況に応じての法律上の規制もあるかと思っておりますので、それらは当然念頭に入れた上で事務を進めることになっているというふうに思っておりますので、一概に亘理町のケースが多賀城の将来の心配事のケースに当てはまるかどうかというのは、ちょっと違うケースではないだろうか。我々としても、そういった経験を踏まえて、リスクを軽減するように進めてみたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

資本費平準化債、使わないとは言っていないというお話でございました。私、資本費平準化債、決して悪い起債だと思っておりません。ただ、使うには使うなりの条件があるということは、この議会でも再三私は言っているところでございます。それは、元金償還と減価償却との差があって、経営上、著しい影響が生じること、または生じる見込みであることというのが条件でございましたので、私は今回の場合は条件に入らないのではないかとこのことを再三言わせていただいております。私はこの平準化債を使う場合もある

という場合は、どうしても値上げしなければならない場合。平準化債を活用できるという条件があれば、私はこれを活用して値下げをしない方向に持っていきたい、このことをずっと私は言っているところでございますので、その辺、御理解いただければと思います。

今言いました経営上著しい影響が生じるまたは見込みがあるということにつきましては、21年度までの要綱でございまして、22年度になりまして、この条件が変わってございます。これは、元金償還が減価償却を著しく超え、「著しく超え」というのが新たに加わりました、かつ経営上、収支に著しい影響が生じている場合。これは「生じる見込みがある」というのが消されました。これは、発行要件がより限定的になり、明確になったものと私は思っております。よって、資本費平準化債について使うということが視野に入っているのかというお話でございしますが、この条件からも言って、私は経営上、使うべきでないということには変わりございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

一つは、多賀城小学校の学童保育ですが、現時点ではいつまでという期限は言えないけれども、とにかくできるだけ早くということで頑張るといことですから、頑張ってください。

それから、二つ目、多賀城駅の南側の広場、これは認識が一致しているようなので、ぜひ拡張をお願いしたいというふうに思います。

それから、工業団地の件ですが、私、先ほどの副市長の答弁で理解できなかったのは、換地はそれぞれやるんだと。そこは私の制度上の認識違い。換地はあくまでもそれぞれやるんだと。換地した後に農地にしようと思えば農地にしてもいいんだという話でした。換地を受けた方が。そうしたら、農地にしようと思ったら農地にしてもいい、アパートを建てたいと思ったらアパートを建ててもいい、そんなことをやったら工業用地のための区画整理事業にならないのではないかと。私が言ったのは、あくまでも全体が工業団地なのだから、そういうことはできないはずだということと言ったんです。個々の地権者が自分だけの判断で畑をつくってみたりアパートを建ててみたり子供の家を建ててみたり、そういうことはできないのではないかとということと言ったんです。そこに宅地の区画整理事業と工業団地の区画整理事業の大きな違いがあるんだと。

さっき、ある学校法人に小さい換地をみんな集めてやったという事例を挙げただけけれども、それ以外はみんな、周りはみんな宅地ですよ。だから、それぞれが家を建てたりアパートを建てたり、それはできるわけです。だけれども、私は現実的に、さっき副市長は農地として使ってもいいんだと言ったけれども、そんなことをやったら工業団地でなくなるから、私は工業団地の区画整理事業としてやった場合に、当然工業団地だから宅地みたいに道路だつてつukれないわけだから、私はそういうことはあり得ないんじゃないかというふうに思うんですけれども、これは最後の質問だよね。答えてください。

それから、水道。私、勝手に解釈するのはやめてほしいと思うんだ、管理者。うちらが国会議員を通じて総務省の役人といろいろ詰めてもらって、あなた方は12月議会に言ったことを2月議会で翻して撤回しているんですよ。だから、正直言いまして、今管理者が言ったこと自体私は信用できません、この間の経過から言って。12月議会にあれだけ問題にしたのに、何も説明しないで2月議会になってころっと態度を変えたわけでしょう。私は、自分の勝手な解釈でみんなに誤解を与えるような答弁はしてほしくないと思います。

それで、値上げしなければならないときは使うと言うんだけれども、これは非常に勝手な論理で。大体、値上げをしておいてですよ、平成12年の12月議会のときに、値上げしなくていい値上げまでやっておいて、10年以上その料金を市民に押しつけてきて、今だって全国39位なんですよ、多賀城の水道料金、こういう高い水道料金を押しつけておいて、値上げしなければならないときにしか著しい影響はないと思うので平準化債を使わなくていいなんていうのは、いいんですか、本当に市長、こんなことを管理者に言わせておいて。選挙の洗礼、選挙あるかどうかかわからないけれども、選挙の洗礼を受けるのは市長ですからね。市民からの批判を受けるのは市長だし。いいんですか、全国39位の水道料金を市民に押しつけておいて、値上げするときだけが大きな影響があるものなんだと。そういうねじ曲げた解釈で対応していいのか。だから私は市長に聞いているんですよ、さっきから何回も。

○議長（石橋源一）

初めに、副市長。

○副市長（鈴木明広）

工業団地のことについて御説明しますけれども、私の答弁の仕方が少し誤解を招いたようなところがありますので、改めて説明をしながら御回答を申し上げたいと思いますけれども、業務代行方式の区画整理型で工業団地をつくった場合に、それぞれの権利者ごとに換地は与えられます。そのときに、既に工場が来るということが決まっていれば、大方の地権者の方々は御了解の上ですから直ちにその企業に対する土地の売り渡しが行われるという想定がございます。その中で、たまたま造成した区域に全部工場が来ないときに、では残った方はどうするのかというときの措置としては、さっき農地と言いましたけれども、いわゆる農地法に定める農地ではなくて、暫定的に畑としての利用、そういったことをやっていただいて工場が来るまでの暫定的な使用ということも地権者の方々の御判断で可能でありますということをお願いしたかったわけでございます。

その中で、アパートも建てるかどうか、それはちょっと、工業団地ということですから、建物を建てるということまではちょっと許容できないかもしれませんが、全部の区域に工場が来なかった場合の暫定的な土地利用としては、そういった可能性もあるということをお話し申し上げたかったところでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

一言だけ言わせてもらいますと、12月議会で言ったことを2月で覆したというお話でございますけれども、ある新聞を見ますと、おれうそついているというような表現もしたようでございますけれども、我々はうそは絶対ついていません。（発言者あり）後からやりますから。私らはちゃんと県とかに指導を受けながらそのことを12月にお話をして、その後、いろいろ調査。（発言者あり）

○議長（石橋源一）

今答弁中ですから。

○水道事業管理者（板橋正晃）

その後、2月議会で、間に合うように確認した上できちっとそこで、こういうふう今回国の方から来ましたということで皆さんにお話ししているわけでありまして、私が曲げたりなんだりして答弁しているわけでは決してございませんので、その辺だけは理解して……、私を批判するならいいですけども、うちの部下とか何だりかんだり皆影響するわけですから、そういうあれは絶対やめてほしいなと思っていますから。

○議長（石橋源一）

ここで10分間の休憩。

再開は2時10分です。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

2点ほど議員の皆様方に御連絡をさせていただきたいと思います。

まず1点、本会議場暑うございますので、上着を脱がれる方は御自由に脱がれて結構でございます。

それから、先ほど水道事業管理者が答弁で間違った答弁がございますので、訂正をさせていただきたいということがありましたので、許可をいたします。水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

ちょっと興奮してすみませんでした。

平準化債の活用について、「値上げしないように」平準化債は活用しますよと言うべきところを「値下げしないように」と言ったということでございますので、この辺、間違っ、これこそ間違っって説明申し上げましたので、訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（石橋源一）

それでは、9番板橋恵一議員の登壇を許します。板橋議員。

（9番 板橋恵一議員登壇）

○9番（板橋恵一議員）

私の質問は、通告どおり4問です。

1問目、防災行政無線の整備についてです。

2月末に南米チリの大地震による津波が発生しました。地震や津波などの災害情報を迅速に住民に伝える体制の整備は急務です。その中核となる防災行政無線のシステムを従来のアナログ方式からデジタル方式に更新する自治体が全国的に広がってきております。デジタル化によって他方向通信が可能になり、屋外の放送などを通して音声情報を流すだけでなく、災害時の連絡や情報収集を円滑に進められるメリットがあります。

宮城県登米、群馬県安中、愛知県豊川、長崎県西海各市や東京都大田区など、60 を超える自治体が防災行政無線の整備を重点新規事業に上げております。防災行政無線で流している情報やその他の行政情報を登録された住民の携帯電話やパソコンにメール配信する自治体もふえています。群馬県館林も、災害情報を不審者情報メールで一斉配信するシステムを構築しています。また、青森県十和田、石川県七尾、静岡などの各市も、災害情報のメール配信サービスを予定しております。

総務省消防庁の全国瞬時警防システム（Jアラート）を導入する自治体がふえてきております。地震や津波、弾道ミサイルなどの緊急情報を人工衛星を使って全国の自治体に一斉に伝達、情報を受け取った自治体は防災行政無線などで住民に伝える仕組みです。

それで、（1）の地震や津波などの災害情報を迅速に住民に伝える体制の整備現況についてお伺いします。

二つ目に、全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入についてお伺いします。

三つ目として、塩釜地区消防事務組合等の防災行政無線システムのアナログ方式からデジタル方式への変更についてお伺いします。

二つ目は、2市3町の広域防災体制についてです。

ここ30年の間に高い確率で宮城県沖地震が発生すると言われているが、我が市では、常日ごろの訓練などにより既に綿密に想定され、市民の生命・財産を守るため総合的な防災計画が確立されていると思っております。万が一発生した場合、まずは自分の身の安全を第一に確保することが必要であると考えます。その後に家族の安否の確認や隣人の方々、町内会の方々の救助支援等に当たるのがごく自然の考え方であると思えます。

そこで質問いたしますが、この自然の流れで広くとらえるならば、まず第一に我が市、独力でいろいろな関係機関（行政、消防、警察、海上保安部、自衛隊、病院等）と連携協力しながら、市民の救助あるいは支援体制をとると思えます。次に、隣人である1市3町の広域防災の観点から支援協力体制も必要であると考えますが、私たちには身近であっても見えない部分がありますので、どうとらえているのかお伺いいたします。

また、広域防災としての計画が整備されていないとすれば、今後どのような形で連携し整備していくのか、あわせてお伺いいたします。

同じく防災関係に関連するものでありますが、宮城県の栗原市を中心に起きた北部地震があります。被害に遭った方々には心よりお見舞い申し上げますが、物的被害が多くありました。特に目立ったのが道路の崩壊であります。1市3町の幹線道路である国道45号線、利府街道には、長町から利府に至るまでの活断層があります。あと、仙台港、塩釜港からの産業道路等の河川の橋なども含め、埋め立てでつくった道路や山間を走る道路などもあり、救助、救援、支援に当たる車両等が通行できなくなるおそれがあります。つまり、そのことを想定した場合、この2市3町は海面に面しており、海でつながっております。道路のかわりに海路でつなぎ、一つの中継点として港湾の岸壁を初め各漁港を利活用し、広域防災の連携体制がとれないか、行政として検討したことがあるか、お伺いいたします。

また、検討していないとすれば、今後市長としてその辺も盛り込んだ計画を整備していくのかどうか、お考えをお聞かせ願います。

2市3町の防災支援協力関係については、各首長の連携が最も大切である。また、担当職員の情報交換あるいは定期的な会議を持ちながら広域防災計画を整備していく必要があると考えられますが、いかがでしょうか。

それが、二つ目の広域防災体制の取り組みについてお伺いします、あともう一つが、広域防災体制と海路輸送の活用についてお伺いいたします。

三つ目は、全国都市のサステナブル度評価についてです。

地球温暖化対策が世界的な課題になる中、日本でも二酸化炭素をできるだけ出さないような低炭素社会の構築が求められるようになりました。その際、生産・消費活動の単位として石油など化石燃料をエネルギーとして大量に消費する都市の責務は大きく、低炭素社会実現に当たっての中核的な役割を担う存在として都市に注目が集まっています。

経済と環境の両立で一步先を進む欧州では、限られた環境容量の中で後世に大きな負荷をかけずに経済・社会の発展を目指すサステナブル（持続可能）都市を目指す動きが広がっています。日本の自治体が置かれた状況も欧州と同じであり、サステナブル都市の実現に向けた取り組みが今後都市としての活力や魅力を左右するものと考えられます。

そこで、2009年10月に全国783市と東京23区、計806市区に送付、同年11月中旬までに618市と23区の計641市区から有効回答を得た全国都市のサステナブル度調査の結果についてお伺いいたします。

ただ、集計結果は23区を含めた全市区を対象としているが、ランキングは市と経済的に圧倒的優位にある23区を一概に比較するのは難しいことから、23区は全体のランキングから除外されております。

それで、各分野を構成する指標は、環境保全度が、一つとして行政の体制づくりマネジメント、二つ目、環境の質、三つ目、地球温暖化対策、四つ目、廃棄物対策、五つ目、交通マネジメント、六つ目、都市生活環境、七つ目、エネルギー対策、八つ目、交通分担率の8分野57指標からなっています。

社会安全度は、一つ目、人口、二つ目、居住生活環境、三つ目、福祉、四つ目、医療サービス、五つ目、教育サービス、六つ目、文化・余暇サービス、七つ目、安全の7分野24指標からなっております。

それと、経済の豊かさ度は、一つ目、産業、二つ目、自治体財政の2分野6指標の合計87指標について、当市の集計結果評価についてお伺いいたします。

次、四つ目の質問ですが、水道管の整備についてです。

公道内に埋設されてある配水管より分岐し、宅地内の第1支水までの配管に鉛管が使用されている世帯約5,800世帯の今後の当市としての対応策についてお聞かせ願います。

それと、鉛管の総延長布設がえの場合、総費用を概算でお幾らぐらいの数字になるか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で私の大きく分けました四つの質問の1回目を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

板橋議員の御質問にお答えいたします。

防災行政無線の整備に関する御質問のうち、第 1 点目の災害情報の伝達についてですが、消防団各分団や市内 13 カ所に設置された防災広報装置からの広報のほか、消防団のポンプ車や本市の公用車での巡回広報活動により、市民への情報伝達を迅速に行っております。また、災害警戒本部や災害対策本部が設置された際には、被害状況等をホームページに掲載し、タイムリーな情報の交換に努めており、その情報は自宅のパソコンのみならず携帯電話からも情報を取得することが可能となっております。

第 2 点目の全国瞬時警報システムの導入につきましては、国の平成 21 年度緊急経済対策による防災情報通信設備事業交付金を活用し、全国一斉に整備を図ることで県より通知がされているところでございます。現在、各メーカーで受信機の製造が行われており、本市においては今年度末までに設置が完了する予定となっております。

次に、第 3 点目の消防無線のデジタル化についてであります。消防救急無線については平成 28 年 5 月までにデジタル方式に移行するよう通知がなされておりますことから、塩釜地区消防事務組合消防本部では、現在、作業部会を設け、デジタル方式への移行に向けての検討を行っております。

続きまして、2 市 3 町の広域防災体制についての御質問のうち、第 1 点目の広報防災体制の取り組みにつきましては、広域的な災害が発生した場合、御存じのとおり、平成 7 年に締結した宮城館防災に関する相互応援協定に基づき、塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町はもとより、大和町、大郷町、富谷町、大衡村との相互応援による食料・飲料水の提供やし尿・ごみ等の処理、また避難場所や収容場所の提供など、被害を最小限に軽減するための応急対策や復旧対策が円滑に遂行されるよう体制を整備してございます。

次に、第 2 点目の海路輸送の活用につきましても、同協定により資機材の搬入や救援物資の輸送に関する各自治体相互の応援体制を整えておりますが、災害の種類や規模によっては海路輸送も有効な手段と考えられますので、関係機関との連携を図り対応してまいりたいと考えております。

仙台新港も耐震岸壁ができたんですね。ですから、阪神・淡路のときも海路からいろいろな物資を運んだと。沖合に舟がとまって。ただ、あそこはほとんど岸壁が壊れたということもございましたので、あと小さい舟で運んだようでございますけれども、必要なことかというふうに思います。私も前に県議会時代、レスキューシップというのを知事に訴えたこともございましたので、海からというのも大切な連携ではないかなというふうに思います。

次に、全国都市サステナブル度調査についての御質問にお答えいたします。

この調査は日本経済新聞社会産業地域研究所が日経リサーチの協力を得て、東京 23 区を含む 806 市区を対象とし、641 市区から有効回答を得たものです。その結果は、専門情報誌「日経グローバル」に掲載されております。平成 19 年度に第 1 回調査が初めて実施され、今回が第 2 回目の調査となっております。

調査項目は、環境保全度、経済の豊かさ度、社会安定度の三つの側面から個々の都市ごとに測定評価したもので、環境保全度は 57 項目、社会安定度は 24 項目、経済の豊かさは 6 項目が指標とされており、先ほど板橋議員がおっしゃったように、指標総数は 87 項目となっております。

今回公表されたランキングは、経済的に圧倒的優位にある東京 23 区を全体のランキングから除外した 618 市が発表されております。また、ランキング上位の特徴としては、経済力

のある大都市圏の都市が多く、財政力のある都市が環境関連の施策を積極的に展開している傾向のようでございます。

ここで多賀城市のランキングを御紹介しますと、環境保全度では 271 位、社会安定度では 351 位、経済の豊かさでは 341 位、総合順位は 305 位という結果となっております。全国的に見ますと、本市はちょうど中位に位置しており、県内では 13 市中、仙台市、岩沼市に次いで第 3 位、東北地方では 72 市中 11 位に位置しております。

今回のサステナブル度調査は日経リサーチが実施いたしました民間の調査であることから、指標のスコア、得点化に関するデータ入手が難しいことをまず御理解いただきたいと思えます。したがって、指標がどのようにスコア化、得点化されているかがわからないことから、参考となる指標と参考とならない指標があると考えられますが、今後活用できる指標と判断したものについては、まちづくりの参考にさせていただきたいと思えます。

次の水道管の整備については管理者から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

4 点目の水道管の整備については、私から御回答申し上げます。

鉛管の使用の給水管布設がえ対策についてでございます。

鉛管の使用状況につきましては、平成 21 年度に鉛管使用世帯等を調査して台帳整備を実施してきましたが、これをもとに本年度は配水管の入れかえや公道内の漏水修繕工事により、鉛管から他の管種に変更した箇所を絞り込み作業を実施しているところでございます。先ほど議員が 5,800 世帯とおっしゃっていましたが、これは前にうちの方で示した数字でございますが、今そういうつぶしをかけまして、5,700 世帯になってございます。

鉛管については、できるだけ早急に対策を講じる必要性を認識しているところでございます。今後の対策でございますが、その具体の行動につきましては、行動計画を策定しながらしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

鉛管の総延長ということでございますが、5,700 世帯の総延長でございますが、7,558 メートルぐらいだろうと見てございます。その費用はというお話でもございました。費用については、メーター当たり 5 万円ぐらいということで想定してございますので、これを全部やるとなれば 3 億 7,800 万円になるのかなど。これはあくまでも大ざっぱな数字でございますけれども、そのような見方をしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

まず、一番最初の件なんです、有線防災広報配置図というのでもって 13 カ所設置されておりますが、この地図をみますと、大代とか桜木、八幡の一部に集中してしまっていて、東部である笠神とか、あとは中央部から高橋、新田、南宮、市川、ないんですよ。それで、分団の詰め所、あとは火の見やぐらのあるところにも設置されていると言うんですが、緊急時が発生した場合、さしてエリア的に網羅できるのは少ないんじゃないかと思えます。

その辺、アナログからデジタルに無線がずんずん切りかわるのに従いまして、この辺も早急に整備していかなければならないんじゃないかと思うんですが、先日、5年に1度の防災訓練、大々的に自衛隊さんをお借りして行われたと思うんですが、1回おきに自衛隊で行ったら、西部の方のスペース的に広いところがあるはずですから、その辺で防災訓練を行うという考えはお持ちじゃないんでしょうか。訓練しているところの近くの住民の方の参加率は高いと思います。遠くなれば遠くなるほど、特に年配の方々は、アクセスがなければ、来たくても、訓練に参加したくても、できないのが現状ではないかと思うんですが、その辺を今までどのようにお考えになってきて、今後それに対して対策を早急に講じるお考えあるのかなのか、その辺をお聞きしたいんです。

あと、塩釜消防事務組合でもって、今無線の切りかえでもってお話し合いをされていると。しかし、この2市3町の広域である塩釜消防事務組合、2市3町で応分の負担がされている。そうなった場合、すべての組合の無線関係を切りかえた時点で、幾らぐらいの費用がかかり、多賀城の方としてどのぐらいの負担をしなければならないのか。それが面積配分で来るのか人口割でいくのか。今負担されている負担割合が基準となるのか。その辺までのお話し合いというのは今現在持たれているのか、全然まだないのか。余りにも広くなり過ぎると思うんです、「館」でしたらば。一番身近なところでそれを検討していくのが私は一番ベターじゃないかと思うんです。

ましてや、県でも今それに対して体制固めをしている。仙台市は仙台市で別にやっている。仙南地域は一つのブロックになるけれども、仙台から北の方は、もう既に石巻広域とか栗原、大崎、消防本部、建て直されて立派になっております。そうなった場合に、仙台から北側が幾らの中継点を持ってそれを網羅していくようになるのか。その辺のお話し合いはなかなか進んでいないのが現状ではないかと。この間、多賀城消防署の副所長さんのところに行って聞いてきたらば、そういうふうな現実があるようなことを言っておりましたので。それをクリアするべく、お話し合いは、大規模災害が目と鼻の先まで来ているということで、本市としては相当それに対して力を入れてお話し合いを進めているんじゃないかと私は自分なりに期待しておるんだけど、その辺の今の現状をお聞かせ願いたいと思います。

それと、2市3町の広域防災体制、まだまだ連携が取り切れていないんじゃないかと思えます。1番目と2番目、関連してくると思えますので、その辺の関連性を十二分に今後検討していただきたいと思えます。

それと、5月19日、塩竈のグランドパレスで午後3時から地域防災ネットワークフォーラムを民間主導でもって開催されたとき、ちょうど栗原市長が基調講演で、栗原の復興状況をお話ししながらスライドでお見せいただいた。そのとき市長も前段でおいでになっていたと思うんですが、ああいうスタイルでやっているのに対してどのようにお感じになられたか、市長の率直な今のお気持ちをお聞かせ願いたいと思えます。

あと、全国都市のサステナブル度評価に関しては、先ほど基礎的な数字をお話しされて、大体私もわかりましたが、87項目、それに対しての多賀城のアンケートに対してのお答えが抜けているところも結構あるんです。ただ、これはまるきり多賀城として関係ないわけじゃない項目が結構あると思うんです。3年前の07年のときアンケートにお答えになっていないものですから、その前と今回でどれだけ改善されたかというデータ的なことが見られないのが一つ残念なんです。前回と今回では有効回答率も高くなっているんです。07年度より09年度は全体的に20ポイントも改善されているという指標が出ておりますので、その辺が第五次総合計画で、きょう前段で尾口議員がサステナブル度の一部と一緒に御質問された、それでもって余り重複しないように私もない頭絞って短時間で何とかまとめてはみたんですが、まだまだ評価は低いです。

9段階のランクづけに対してAAAは80%以上。これは、まだどこもないです。Aが3自治体。BBBも約80自治体近くになっております。AAAは80点でポイントつけて、AAが10ポイント下がって70ポイント。Aがまた下がって60ポイントで、60ポイント以下は5ポイントずつ下がるという形。多賀城はBです。そうすると、上からいくと5番目です。本当の総得点は49.4ポイント。通常、学校の試験で言うと赤点になるものですから、その辺でもっと真剣に今後第五次総合計画の中に取り入れてもらいながら、改善するところは早目に改善してもらいたいと思います。

私も買ったんです、これ。多分うちの役所は多少お金ありますから、これ9,500円だけでもお持ちになって、これでもって御答弁されたとは思いますが、それにしてもちょっと食い違いがあるなと思ひまして。統計でアンケートに出してやったら、その結果はどのようになっているかというのをもう少し私は真剣に検討していただきたいと思うんですが、これも御答弁をお願いいたします。

あと、水道管の整備、鉛管なんですけど、水道管理者の方から御答弁いただいて、結構いい数字が出てきましたね、全部整備するとなると。3億7,000万円。これ全額出してもらえば市民は非常に喜んでますが……、わかります、管理者の顔を見て、わかりました。ただ、これに対して、一応水道料金を下げましたが余剰金があります。全部は使えとは言いません。その中で3億7,000万円の3分の1といったとしても1億2,000万円。そうしますと、半分持ったとしても1億8,000万円、50%持ったとしても。それぐらいの思い切った英断でもって早目に、人体に影響ある、早急に改善しなさいとお国の方、一時はお国の方、使いなさい、使いなさいと使った管なんですけど、そういうふうにして今言われている現実があるものですから、その辺でもっと早目に対応するべきお考えがあるのかなのか、その辺もお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

板橋議員の1点目の関係でございますけれども、有線防災広報配置図というのがあります。これですけれども、13カ所あるということで。これは、水害の関係で最初にこの13ポイントを決めてつくったということです。ただ、この間のチリ地震津波の関係では、これが非常に役立った。津波の影響を受けるところが大体その部分を包含しているのではないかなということで、役立ったというふうに私は思っております。

ただ、これからのあり方、多賀城は市域が狭いということもございまして、20台ぐらい、万が一の場合には自動車を走らせて広報活動を西部の地区までやるということでございませぬけれども、恐らく、利府長町活断層とこれの直下型なんていうことになると、道路も寸断され、どうしようもないということもありますし、これからのデジタル化ということも、先ほど答弁で28年の5月までに移行するということが国の方からも言われておりますので、その辺の整備の仕方についていろいろ検討をしていく必要があるのかなという思いもいたします。

あと、詳しいことは総務部長の方から説明してもらいます。

それから、私の方からは栗原市長の佐藤勇さんの感想ということだったものですから、私自身も行って見て……。というよりも、あのとき岩手内陸地震が発生してちょうど10日目ぐらいかその辺だったですか、私自身もあそこに行きました。栗原市長の佐藤勇市長の本

当に苦しい思いというのは、あの講演でもわかってきたわけでございますけれども、おれが自宅に帰るのはふるに入るときだけだよと。ずっと3週間あるいは4週間、1カ月近く、役所に泊まって、ずっと対策を練ってきたということで、最後には自衛隊の皆さんに本当に助けられたという思いをおっしゃっていて感銘を受けたわけでございますけれども、逆にああいう立場に立ちたくないなというのが本音でございますして、やっぱり地震は起きない方がいいなというふうに思った次第でございます。

いろいろな形でああいうふうなものを勉強させていただいて、万全を期したことにはならないけれども、100%万全ということはありません。幾らでも対応できるような備えを頑張っていきたいなというふうに思っております。

それから、サステナブル度調査の、どれだけ改善されたかというふうな話でございますけれども、ただ先ほど赤点だという話をされました。一番高いのが武蔵野市の62.1ですから、赤点とは言いながら、一番最高が62.1点ですから、そこまではあれかなと。BランクはBランクではございますけれども、この関連で市長公室長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

この間の防災訓練につきましては5年に1度の防災訓練ということで、西部地区の方での訓練もというお話もありましたので、その辺につきましては、場所などを検討しながらやっていきたいと思っておりますし、それから西部の方につきましては、市内47行政区中、今自主防災組織というものを組織しております、大体今現在ですと47行政区中43行政区に組織ができ上がりまして、防災リーダーというものも育成しております。各地区におきましては、地域ごとに防災訓練なども実施しております。そのときには、市もしくは消防署の方から行かまして、訓練についていろいろ助言したり訓練に参加したりということもやっております。

なお、先ほどデジタル化に向けての多賀城の方の費用なんですけれども、デジタル化した場合の同報系の無線を入れた場合、今現在私の方で見ているのは、約なんですけれども、4億5,000万円ぐらいかかるのかなという見方もしております。ただ、市域が狭い関係もございまして、車とかで広報していけば、今現在のところは何とかなるのかなと思っております。

それから、消防の広域化の関係でございますけれども、消防の広域化の関係につきましては、県の方から出された関係、もしくは関係市町村から出ました案とは若干違う部分がありまして、県内を三つのブロックに分ける形で進んでいこうということで、今現在、県と消防の方でいろいろ打ち合わせを重ねまして、おおむね方向性としては今年度中にはある程度の部分がまとまってくるのかなとは……。方向性を見出したいという話は私も聞いてはありました。ただ、それ以上詳しいことは、現在のところわかっておりません。今現在、そんな状況です。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

ただいま公費負担の提案だったかと思えますけれども、まず現行法で言うと、給水管というのは個人財産でありますので、取り扱いには気をつけていかなければならない部分がございます。そのために、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、具体につきましては行動計画を策定していきたいなというような思いを持っております。

方法としては、いろいろあろうかと思えます。一つは、利子補給をやっている自治体もございます。あと、補助金、これ2分の1になるか3分の1になるか、限度額を定めて、この分は補助をしますよとやっている自治体もございます。あと、公費負担という方法もあるんですが、これにつきましては、これはまだ1事業者しかしていないんですが、鉛管の中に細い管をまた入れて、鉛管と水が密着しないようにやる方法。これは非常に安いということなんですが、今特許出願中ということになっています。そういうのが全国に普及すれば、そんなにお金かからなくても、そういう工法だとできるのかなという思いもございます。ただ、これがどの程度まで時間がかかって、これについてもメリット・デメリットは必ずあるわけですので、そういうものを含めて行動計画を早急に策定しながら、先ほども言いましたように、一刻も早く改修したい、これは本音でございますので、それに向けて頑張っていきたいなと思っております。

ただ、先ほど余剰金があるというお話でございましたけれども、料金改定の段階で26年度末で5億6,800万円ほど残したいというのは、余剰金と言えば余剰金ですが、これは最低運転資金ということで、最低5億円は残させてほしいということで料金改定のときに御説明申し上げていましたので、これは余っているというふうに私らは解釈してございませんので、よろしく願います。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、私の方からサステナブル度評価について回答申し上げます。

まず、日経グローバルという専門情報雑誌の性格でございますけれども、あくまでもこれは民間の方で調査をしているものであるということが一つあります。通常ですと、市役所の方に来ます、大学であるとか財団であるとか、そういったところからもろもろの調査が来ます。それに対して当市が回答したことについては、それなりにその後、調査の結果がこのようになりましたという非常に簡単な報告書等が送られてきますが、事この日経グローバルに関しましては、平成20年の第4回定例会のときにやはり板橋議員の方からサステナブル度調査の一般質問がございました。我々、その存在をそのときまでよくわからなかったことがありまして、日経グローバルの方に電話をして、急遽そのデータを取り寄せたという経緯があります。今回は、そういったこともありましたので日経グローバルから今回のこの調査について非常に簡単な抜粋版の報告を受けております。したがって、先ほどAAAであるとか87項目の非常に細かい分析した内容のデータというのは我々のところには届いてございません。これについては、あと買ってゆっくり見てくださいというのが向こうの回答でございまして。

それに伴いまして、先ほど使えるものと使えないものがあるのではないかとということが答弁の中にあつたと思えますが、この中で例えば一つの例をお示しますと、ダイオキシン調査という項目があるんです。ダイオキシンの調査等につきましては1市3町で構成している東部衛生処理組合なんかで調査をしておりますが、多賀城市単独ではしてございません。ところが、これは市がやっているかやっていないかという回答になるんです。そうすると、多賀城市内ではやっているんだけど、多賀城市という自治体ではやっていない

ということで、そういうふうな項目が多々あるということがありまして、素直にこれはなるほどと思われる指標と、これはちょっとどうなんだろうという指標もございますので、これらについてはじっくりいろいろと、使えるものか使えないものかという分析はしなくちゃいけないんだろうというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

二つ目の2市3町の広域防災体制というのは、もう少し、いつごろから近隣の市と町が話し合いのテーブルをつくるのか、その辺、再度お聞きたいと思ひます。

それと、全国都市サステナブルの件なんですけど、87指標の中で、調査票で調査されたのと、国勢調査のデータとか環境省の2006年データとか、国立環境研究所データ、環境自治体会議2003年データ、あと環境省の一般廃棄物、総務省統計局の事業所企業統計調査報告書とか、総務省の2005年の国勢調査のときのデータとか、私全部数えなかったけれども、半分は国の機関の資料を使いながら出してきているんです。だから、正直、日本経済新聞社の産業地域研究所は民間です、ただ国の省庁の資料でもってこのサステナブル度評価というのを出されているんですから、その辺はもう少し、2で割ったって余りないように御答弁をお願ひしたいと思ひます。

あと、水道の鉛管の件なんですけど、民間ですと、ある程度預貯金あれば、厳しい状況ならば、それを取り崩していく。行政だから取り崩さなくていいということはないと思ひます。市民から水道料金をもらって、それでこつこつと蓄積された財源ですから、多少なりともその分を市民に還元していただくのが一番行政として市民から喜ばれるんじゃないですか。

あとは、こういう御時世ですから、年金で生活されている方とか、働きたくても仕事がなくって一生懸命仕事を探している方とか、そういうもろもろの生活条件でもって苦勞されている方もおられるんですから、その辺をもう少し親身になってもっと調査し、かつ対応策を講じていただきたいと思ひます。

その3点について、もう一度お願ひしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

消防の広域化の関係ですけれども、私が報告を受けている部分では、大体22年中にある程度の方向性なりが県内の部分での話がまとまるのではないかというような話は聞いておりますけれども、ただ地区によって、先ほども議員がおっしゃったように、消防署の建てかえとか、合併の関係でいろいろな部分の投資した部分というのがありまして、3分割、5分割とかという部分がなかなかまとまらない部分もありますし、多賀城の場合ですと塩竈が仙台の方の中央ブロックに入るといふ形ですけれども、塩釜消防組合としては仙台市の方にまざっていただいた方がいいんですけれども、仙台市からすると、どうも難しい部分も若干あるようですので、その辺も今調整をしている段階ですので、はっきりとは申し上げ

られませんけれども、できれば今年度中に方向性が見出せばなと思っているところでございます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今御指摘のとおり、国の方の統計データであるとかそういったものを基礎にしながらスコア化しているのも当然でございます。したがって、そういうふうな客観的な事実として受け入れるべき指標等につきましては、我々もその辺は厳粛に受けとめながら今後使えるものは使っていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

預貯金を取り崩しても早急にやるべきじゃないかというお話でございますけれども、給水世帯、2万2,000ぐらいあるんですけども、その中の5,700世帯ということで、先ほども言いましたように、これは個人の財産ということでもありますので、ここにだけ大きくお金をつぎ込むというのはいろいろな問題もまた生じるものですから、その辺は行動計画を策定しながら、どの辺まで支援できるかとか、そういうものも含めて検討しますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

○議長（石橋源一）

ここで休憩をいたします。

再開は3時20分といたします。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

8番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

（8番 雨森修一議員登壇）

○8番（雨森修一議員）

私の質問は、多賀城駅前広場についてであります。

JR仙石線多賀城駅前連続立体交差事業、駅周辺区画整理事業の数年後の完成を迎えての記念事業として、現在駅前広場前に設置されている時計台の建てかえを行い、ニュー多賀城駅前シンボルをつくり、後世に伝えることと考えますが、市長の見解を伺うものであります。

現在の時計台は、高さが7メートルであり、昭和62年3月に完成、平成2年3月29日、人間道路会議賞を受賞されています。2代目市長の伊藤喜一郎氏は、平成4年ごろの現職当時に、時計台の大きさについて私といろいろとお話をさせていただいたんですが、当時、職員が図面を市長室に持ってきて見たときは高いように見えた、しかし建ててみると余りにも小さく、失敗でしたというふうにお話しされておりました。建設費については、かなり高価なものであったと聞いております。市民の方々よりの声では、時計盤が小さくて、時間を示す針が見えないということでもあります。

そこで、前段に申し上げたように、ニュー多賀城駅前シンボルになるような知恵を絞って建てかえを望みますが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

第2点です。多賀城駅周辺の防犯対策としてであります。1日に約1万5,000の乗降客と言われる多賀城駅の安心・安全、犯罪防止を担う対策として、駅周辺に防犯カメラの設置が望まれると考えますが、市長の見解を伺うものであります。

平成14年ごろでしたか、駅前駐輪場の2階に監視カメラを設置されました。カメラを必要とする要因は、自転車をいたずらする、あるいはまた夜間子供たちが、当時スケボーというものがはやっておりまして、朝の1時、2時ごろ、2階でそのスケボーで遊んでおりました。けたたましい音を立てていました。カメラが設置された後は問題は解決いたしました。犯罪を防ぐ防止策として、駅周辺数カ所に防犯カメラの設置を必要とすると考えます。安心・安全まちづくり策として考えますが、市長の見解伺います。

以上です。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答えいたします。

1点目の御質問にあります多賀城駅前広場に設置しております時計台につきましては、政府の築地塀を模して、昭和62年度にモニュメント設置工事として整備したものでございます。私も昭和62年に市議会議員に初当選いたしましたので非常に覚えておりますけれども、たしか議員、10センチか15センチぐらいの模型をちゃんと時計も入れていただいたのを覚えております。今ほとんど使ってはおりませんけれども、そんな思い出がございます。

このモニュメントの建てかえにつきましては、平成19年の多賀城駅南北駅前広場周辺景観検討委員会において、南口駅前広場のレイアウト等の提案がなされ、この中のイメージ案では現在のモニュメントを広場内で移動する計画としておりますけれども、今後、南口駅前広場の整備については、既存駅舎の撤去後に900平米増加するということから、モニュメントを含む利用方法について検討していきたいと考えております。

それから、2点目の多賀城駅周辺の防犯対策としての防犯カメラの設置についてお答え申し上げます。

一般的には、防犯用に設置される監視カメラについては、監視していることによる犯罪抑止効果があり、防犯対策としての施策の一つになり得る可能性があることは私も認識しております。

一方では、多賀城駅周辺等の公共の場への監視カメラの設置については、肖像権やプライバシーとの関係や監視されるイメージへの拒否感などから議論になる可能性もあり、これまでも法的規制として行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案が国会内に提出されましたが、審議未了で廃案になるなど統一的な基準が示されておらず、慎重に対応していかなければならないと考えております。

したがって、多賀城駅周辺の安心・安全、犯罪防止につきましては、これまでもたびたび一般質問でお答えしてきたとおり、多賀城駅前への交番誘致や現在の警察官立ち寄り所を活用した事業展開として、警察官による警戒警ら強化をよう引き続き塩釜警察署へ要望しながら治安維持に努めていくことを優先していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

一番目の御回答なんですけれども、時計台、私考えるんですが、多賀城の新名所になるような、札幌時計台ではないですが、全国的に多賀城駅にはすばらしい時計台がある、時計台といいますか、塔といいますかね。多賀城駅前時計台でしょうが、いろいろと研究して、後世に残るものをつくっていただきたい。多少お金かかりましても、これは市民が理解します。現在のままですと、乗り口も2階の方に高いところに行きましたから、逆に言うと、目線が同じような状況になっておりますので、市長さんもお考えになっておられると思うんですが、ぜひ、まだ時間ございますので、完成前後して、そういった方向に進めていただきたいというふうに考えております。

あるいは、そのそばに外郭南門のミニチュア版をつくってもいいんじゃないですか。そういった何か、「ああ、ここが多賀城だ」と。歴史のまち多賀城だというもの、とにかく目で見てすぐわかるようなものをお考えいただきたいなと、そんなふうに考えております。もう一度御回答願います。

それから、2番目の、これも一般市民の方々からの声も含まれております。交番、着々とそういったことも踏まえて御努力いただいておりますのは十分承知しておりますが、なかなか先の見えない事業でもございます。できれば北と南側に3台ずつぐらい設置する。これは個人情報とかいろいろな問題ありまして大変だと思いますが、そういうこともぜひ十二分に検討していただきたい。

仙台の場合は公共的な道路につけている、どこもありません。国分町の商店街と警察が一緒になって設置しているというのでありまして、仙台市に聞かしても県に聞かしても、それはやっておりませんという回答で、今市長の回答に近かったわけですが、いずれにいたしましても、ただ防犯だけじゃなしに、交通事故防止の対策の一環にもなると思うんです。ひき逃げとか、いろいろとあります。特に生協前の道路なんかですと、よりスピードアップしまして、40キロ、50キロの速度でどんどん走っていきます。ですから、そういった面におきましても大きな対策の一環になるんじゃないかというふうに考えます。

これは余談になりますが、では今あるものはどうするんだと、例えば時計台です。ちょっと変わりますけれども、時計台はどうするんだと。あれは北側に回していただきたい。北側にでも移転して、あれを岬灯台というふうにして、北の方にも、その上に明かりをつけるとか。これは一つの案ですが、そういったものも踏まえて工夫していただければ、非常

に多賀城としてユニークな……。あれ、高価なものだと聞いております。かなりお金をかけたというふうに聞いておりますので、つぶすわけにはいきません。

そういったことも踏まえて、前後しましたが、もう一度御回答いただきます。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目のモニュメントの建てかえでございますけれども、雨森議員おっしゃるように、新名所になるような後世に残るものをと。外郭南門のミニチュア版でもいいじゃないかというお話もございましたけれども、それは先ほど御回答申し上げたように、このモニュメントも含んで利用方法について、あと3年後ですか、すべてが完成するのが、それに合わせて、逆にスケジュールを練っていけばいいわけでございますから、何とか皆さんといろいろ意見交換をしながら、まとめてまいりたいと思います。

それから、防犯対策の一環として防犯カメラというふうなことですけれども、先ほどの国会等でちょっと審議されたけれども、この法律がだめになったということもございませぬ。なかなか防犯カメラを設けるまでにはいかないかと思っておりますけれども、やっぱり駅ができれば、その中に立ち寄り所も今までどおりに必要になる。それは行く行くは、雨森議員が願っている駅前交番にもつながっていくということで、そちらの方の立ち寄り所の強化をどういうふうにするかの方に重点をかけてやっていくのが筋ではないのかなというふうに思いますので、その辺はまた、この法律等ができた場合には、それなりの対応をしてまいりたいということでございませぬので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

では、国の方の法律が改正されることを願いながら、防犯街路灯を活用すれば、私はできると思っております。ですから、そういったことで、今市長が御説明されたようにいろいろな問題があると思っております。ぜひ、市民の安全・安心のために、そういう方向に行っていただきたいと、そのように要望いたします。ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

次に、1番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1番 柳原 清議員登壇）

○1番（柳原 清議員）

私の質問は、通告どおり5問です。

1問目から3問目までは子育て支援に関することです。

本市の総人口に占める65歳以上のお年寄りの割合、いわゆる高齢化率は18.1%で、県内では、富谷町、利府町に続き、下から3番目となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口でも、本市が減少に転じるのは平成32年からであり、その後も減少は緩やかに進む見込みとなっております。すなわち、本市は若い町だということであり

ます。それだけに、子育て支援の課題は重要になっております。そこで、以下の3点の子育て支援策の充実を求めるものであります。

第1は、小学校・中学校新1年生への体育着支給についてです。

利府町では、小中学新1年生に入学通知と同時に体育着引換券を配っているそうです。小学生にはジャージ上下、Tシャツ、ハーフパンツ、紅白帽子を、中学生にはジャージ上下、Tシャツ、ハーフパンツ引換券が支給され、この引換券を指定の店舗に持っていくとジャージなどと引き換えることができるというもので、町民に大変喜ばれているそうです。

子供の体育着の値段は、当市の場合、例えば多賀城小学校では、サイズにより違いがありますが、一式そろえると1万円から1万3,000円程度かかり、中学校の場合は1万1,100円かかるそうです。子育て家庭の支援策として体育着支給をぜひ実現させるようお願いいたします。

第2は、小中学児童・生徒への教材費、部活動費の補助についてです。利府町では、教材費や部活動費など、いわゆる学校徴収金に対して支援を行っております。支給の対象者は、町内に住民登録している児童・生徒で、支援額は1人年額で5,000円。これは各学校に一括して支給されるそうです。教育にかかる保護者の経済的負担軽減を図り、よりよい教育環境の充実を促進するために当市でも教材費、部活動費への支援を行うよう求めるものであります。

第3は、子供の医療費助成拡大についてです。当市では、昨年4月より入院・通院とも就学前までの助成が実現いたしました。これで県内全市町村が最低でも就学前までの医療費助成が実現したことになります。しかし、利府町では10月より小学校3年生まで引き上げを実施し、さらに小学校卒業までの拡大も決まっているそうです。大和町では平成18年より中学校終了まで、大衡村では平成16年より18歳まで独自の助成が実現しております。今後助成の拡大は、子育て世代に多賀城にたくさん住んでもらうためにも非常に重要な施策になるものと思われまます。ぜひ他市町におくれをとらないように当市でも助成の拡大をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

4問目は、非核平和都市宣言についてです。3月には大崎市が非核平和都市宣言を行ったことが新聞で報道されております。県内では、宮城県を初め、8市13町1村、合計24自治体が非核平和宣言を行っております。5月にはニューヨークでNPT核不拡散条約再検討会議が開かれ、核兵器も戦争もない平和な世界を目指す運動が新たな発展を見せております。日本からは1,500名の代表団がニューヨークを訪れ、700万筆の核兵器のない世界を求める署名をNPT会議議長に届けました。当市からも2名の方が2,700名の署名を携えてニューヨークへ渡り、署名を届け、またニューヨーク市民に署名を呼びかけました。この署名は、全国自治体の過半数の1,522の市長さんが署名をしているそうです。この市民社会の声の高まりはNPT会議に大きな変化をもたらし、核兵器廃絶へ向けての交渉開始が文言として初めて言及され、核兵器廃絶が世界の目標となったことは大きな前進となりました。

ここで、さきの大崎市の平和都市宣言文を紹介したいと思います。

「私たちは、この町を愛し、安心して暮らしていけるよう安全で平和なまちづくりに努めます。世界の平和は大崎市民の切なる願いであり、人類共通の願いです。私たちは、我が国が唯一の被爆国としてあの惨禍を繰り返さないよう非核三原則の堅持とあらゆる国の核兵器廃絶を訴え、次の世代に平和な日本と郷土を引き継ぐため恒久平和を実現することを誓い、ここに平和希求のまち大崎市を宣言します」。

というものです。当市でも非核平和都市宣言を行い、平和なまちづくりへ決意を示されたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後の質問は、国民健康保険資格証明書・短期保険証についてです。

現在、資格証を発行されている方が7世帯、短期保険証が21年度747人に発行されているそうです。資格書を持って病院に行った場合、窓口で10割支払わなければなりません。国保税を払えない低所得者の方が窓口で全額自己負担と言われても、払えるわけがありません。どうしても病院へ行きづらくなり、重症になるまで我慢するということになってしまいます。全国保険医団体連合会の調査では、資格書による受診率は一般保険証の53分の1という驚くべき結果が出ております。

今年3月、参議院予算委員会で長妻厚生労働大臣は「払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重な対応を」と答弁しております。これは、払えるのに払わない世帯であるか否か証明できない場合は、機械的・事務的に資格書・短期証を発行してならないということだと思います。国の見解に沿って訪問調査を行い、悪質な滞納者であると確認できない場合は、資格書、短期証の発行を中止されたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、短期保険証は、当市の場合、有効期限が4カ月で、747人に発行されております。発行後、窓口に取りに来た人が375名、分納などの連絡などがとれ郵送している方が284名、窓口に取りに来ず手元に渡っていない方が118名おられるそうです。この118名の方は保険証がない、事実上の無保険となっております。

昨年12月、厚労省は「短期被保険者証の交付に際しての留意点について」という通達を出しました。この中で、「短期証の交付の趣旨は、市町村と滞納世帯との接触の機会を設けることであるから、一定期間これを窓口で留保することはやむを得ないが、留保が長期間に及ぶことは望ましくない。窓口における留保を放置することなく、電話連絡や家庭訪問などにより接触を試み、できるだけ速やかに手元に届くように努めること」と述べております。

また、「有効期間内に被保険者の手元に届かない場合には電話連絡や家庭訪問などを実施し、実際に居住しているか、被保険者の資格管理を適切に行うための措置を講ずること」とも述べております。

当市では、有効期間4カ月を過ぎても取りに来ない場合は、また4カ月の短期証を発行して、それでも取りに来ない場合はまた4カ月というふうに、ずっと手元に届かないという事態になっております。厚労省の通達の趣旨に沿って、発行後一定期間、例えば3週間とか4週間、手を尽くしても連絡がつかない場合は郵送するようにはしていただき、保険証が届かないということがないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

1と2の御質問にお答えいたしますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

利府町で行われている体育着の現物支給や小中学生への各種助成につきましては、私も承知しているところでございます。しかし、本市では、ここに対する支援という形式ではなくて、学校全体を支援し、教育活動の充実を図るために、図書館補助員や特別教育支援員など各種非常勤職員を小中学校に配置し、人的支援に努めております。また、市中学校体育連盟等の各種団体への運営費補助金を交付するなど、教育活動全般にわたって支援しております。したがって、御意見のありました利府町のような制度をつくる予定はございません。

例えば、同じようにやったら、運動着関係 1,196 万円ほどかかりますし、また教材費、部活動費 2,799 万円かかるということで、合わせると約 4,000 万円近くかかるということでございます。御理解ください。

それから、3 点目の子供の医療費助成拡大についての御質問ですが、平成 21 年第 2 回定例会で柳原議員から所得制限の緩和、第 4 回定例会では佐藤恵子議員から小学校 2 年生までの引き上げについて御質問をいただいたところでございます。その際にも御回答申し上げましたが、本市では平成 21 年 4 月から通院の助成対象を義務教育就学前まで拡大いたしており、対象者の約 8 割の方々が助成を受けている状況でございます。乳幼児の適正な医療機会の確保と子育て家庭における経済的負担の軽減を図るという目的から、経済的にある程度余裕のある方は助成対象外としておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、助成対象年齢の拡大ということでございますが、かなりの財源を必要とすることから大変難しい状況でございますので、あわせて御理解いただきたいと思います。

次に、4 点目の本市も非核平和都市宣言をされたいとの御質問ですが、私も 3 月に大崎市が宣言したことは承知しております。また、平成 21 年第 4 回定例会の一般質問で柳原議員から、平成 22 年第 1 回定例会の予算特別委員会では根本議員から同様の質問がございまして、早急にその方向性を示す必要があるものと認識しております。世界的には、本年 4 月にアメリカとロシアによる核軍縮推進への具体的な一歩と言える新たな核軍縮条約の調印が行われ、本市においても本年 5 月に 2020 年までに核兵器廃絶を目指した平和市長会議による広島・長崎議定書の趣旨に賛同する署名をいたしました。このようなことから、非核平和都市宣言に向けて今後準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

5 点目の短期証の窓口とめ置きと資格証明書の交付の中止についての御質問ですが、国民健康保険税の納付が 1 年以上も滞っている世帯に対しては、定期的に納税相談を実施し、特別な有効期間を定めた被保険者証、いわゆる短期被保険者証を交付しております。短期被保険者証の交付の趣旨は、滞納者との接触の機会を設けることで、納付の相談や指導を行い、滞納の解消に努めることでありますから、納税の公平性を確保するためにも、納税相談に来ない方の被保険者証を窓口で留保することは、ある程度やむを得ないことと考えております。

ただし、中学生以下の子供さんの被保険者証は窓口で留保することなく速やかに郵送しておりますし、来月 1 日から施行される国民健康保険法の改正を受けて、高校生世代の被保険者証についても、既に郵送したところでございます。それ以外の方の被保険者証についても、病院に行くため被保険者証が必要であるなどの申し出があれば、郵送や訪問により速やかに被保険者証を交付しております。

次に、資格証明書についてですが、特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している方で、電話連絡等が一切なく、職員が自宅訪問や電話催促を繰り返しても一向に応じない方に対しては、やむを得ず交付しておりますが、納税の公平性を確保するため

には必要な措置となりますので、資格証明書の交付を中止するという考えは持っておりません。

今後とも国民健康保険税に滞納がある方については、滞納額を少しずつでも減らしていただくよう継続的に納税相談を実施し、納税の公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

まず、子育て支援に関することですが、先ほどから話題になっております全国サステナブル調査ですが、これによりますと、100人当たりの15歳未満の人口が15.64人ということで、全国618の市の中では若い方から65番目と、このように大変若者が多い市だということがわかってまいります。若い人が多いからこそ子育て支援をしてほしいというわけなんですけれども、例えば小学校で学校納付金がどれくらいかかっているかといいますと、生徒会費ですとかクラブ活動費、あるいはPTA会費、教材費、副読本など、合わせますと小学校で年間1万円ぐらい、中学校では数万円ぐらい1人当たりかかっているということでありまして、これ以外にも学用品ですとか鉛筆、ノート、通学用にかかる靴とか雨傘とか、あるいは課外活動に係る費用とか、そういうのを合計しますと、小学校でも年間10万円ぐらい、中学校だと20万円ぐらいの出費になってしまうということで、子供さんを持っている家庭は大変経済的な負担も多いので、人的支援に限らずに直接家庭に、子供さんがいるところには、支援をしてほしいなと思います。

それで、金額が大きくなるということなんですけれども、最初から全額が無理なら半分、あるいは3分の1でも支援をするというのは大変重要なのではないかと思いますので、これをぜひ検討してもらえないかなと思います。

子供の医療費も大変お金がかかるというのもわかるんですけれども、一挙に3年生までとか6年生までというのは無理だとしても、1歳ずつでも、これは少しずつでも上げていくと。例えば石巻市などは小学校の1年生だけ無料にするとか、そういう市もございまして、1年生まで拡大するとか、そういう方策もあると思うので、これもぜひ検討していただきたいと思います。

非核平和都市宣言については、具体的に進めていただきたいと思います。大変前向きな御答弁で、ありがとうございます。

最後の健康保険の短期証と資格書の問題ですが、発行の趣旨にもあるように、一定期間とめ置く理由として、電話連絡とか家庭訪問とかをして実情を把握して、本当にこの人が生活が大変で払えないのか、それとも払う能力があるのに払わないのか、そういうことをきちんと確認しなさいというのがこの通達の趣旨であります。担当課に聞いたところによると、全員家庭訪問して実情をつかんでいるかということを見た場合、連絡がつかない人もかなりいるということでいたんですけれども、例えば連絡がつかなくて、本当に経済的に苦しくて払えないのか、そういうのがわからない人に対して保険証が届いていないという、それが問題だと思います。実情がわからなければ、公平、平等と言っても、本当に平等なのかどうかも判断できる材料がないわけですから、本当に生活困窮して病気で働けないという場合もあると思います。そういう人に対しては、一定期間とめ置いた後は期限前に郵送するということが通達の趣旨だと思います。もし家庭訪問が無理なのであれ

ば、一定期間、例えば1カ月とか経過した後は郵送すると、そういう手だてが必要だと思
いますが、いかがでしょうか。御答弁をもう一度お願いします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

全部答弁ですか、1番から最後まで。確認をお願いします。

○議長（石橋源一）

柳原議員、最後ですか。

○1番（柳原 清議員）

平和都市宣言はいいです、要りません。

○議長（石橋源一）

そのほかは。

○1番（柳原 清議員）

そのほかをお願いします。

○議長（石橋源一）

ということです。

○市長（菊地健次郎）

1番、2番の小中学校1年生の体育着支給、それから教材費、部活動費助成、これはとても
じゃないけどできませんね。はっきり言いまして、今度子ども手当も出たことですし、そ
れはそれで……。これは、先ほども答弁で申し上げましたとおり、ほかのことで多賀城市
の元気な子供たちをつくっていきたくて私自身思っております。そうでなくても、今、扶
助費が物すごくかさんでいるという事実は御存じのはずでございますから、どうぞ御理解
のほどお願い申し上げたいと思います。

それから、医療費助成の拡大も、例えば小学校3年生までで入院・通院で現在の所得制限
の場合だと約6,500万円かかる。仙台市と同じ基準にした場合に8,300万円かかるとい
うことでございます。そこまで今かけることは私はできないと申し上げたいというふうに思
います。

それから、最後の件でございますけれども、うちの職員の方々、一生懸命対応をやってい
ただいているということで、これ自身もそこまでやって対応しているのにもかかわらず、
納税の公平性を確保するという観点からは、資格証明書の交付を中止するようなことは考
えていないということで、これも御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

子育て支援の方は、今すぐには無理だという御答弁なので、これはまた引き続き取り上げていきたいと思っておりますので、最後の資格書の件だけもう一度お聞きしたいんですけども、職員が頑張っているのは大変私もわかっているんですけども、実際に連絡がとれない方が 188 名おられるということで、電話しても連絡がとれない。この人がどういう生活実態なのかというのが市では把握できていないということになっていると思うんです。ですから、連絡とれない方はぜひ家庭訪問して、本当に困っているのかどうかというのをぜひ調査していただきたいと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

細かいこと、市民経済部長からお答え申させます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ただいまの内容ですが、「連絡がとれない方」と今表現していただきましたが、職員が訪問した場合、必ず市役所に御連絡をお願いしますという不在票をいつも投函しております。その上で連絡をしていただけないのがその方々でございますので、市としてはそれ以上のことはできないというのがお答えでございます。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あすは午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 04 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 6 月 21 日

議長 石橋 源一

署名議員 藤原 益栄

同 中村 善吉